

第 68 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 22 年 9 月 16 日(木) 13:30 ~ 19:00

場所 いたみホール

前田 定刻となりましたので、これより第 68 回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます事務局の前田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は 15 名の委員にご出席いただいております。長峯委員、茂木立委員、伊藤委員、岡委員、酒井委員、山仲委員は、所用のため欠席されております。また、畑委員におかれましては、少し遅れて来られる予定となっております。定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。

なお、本日の委員会につきましては、公開という形にさせていただいております。

それでは、お手元の資料を確認させていただきたいと思っております。

まず、第 68 回武庫川流域委員会次第、裏面が配付資料一覧となっております。次に、委員名簿、行政出席者名簿、座席表でございます。続きまして、資料 1 第 110 回運営委員会の協議状況、資料 2 第 60 回～第 67 回流域委員会における審議結果の整理表(案)、資料 3 - 1 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文論点に関する委員意見書。申しわけございませんが、事務局のミスによりまして、3 - 1 の中で 14 番に中川委員の意見書が入っておりますが、本来なら委員意見として資料 6、7 に並んで掲載するところを 3 - 1 にとじ込んでおります。ホームページ公表のときには、修正して整理し直して公表させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。続きまして、資料 3 - 2 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文論点に関する委員意見の整理表、資料 3 - 3 武庫川水系河川整備計画(原案)(9月16日時点修正案)、資料 3 - 4 武庫川水系河川整備計画(原案)＜改訂版＞、資料 3 - 5 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】(9月16日時点修正案)、資料 3 - 6 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】＜改訂版＞、資料 3 - 7 武庫川水系河川整備計画(原案)資料編(9月16日時点修正案)、資料 3 - 8 武庫川水系河川整備計画(原案)資料編＜改訂版＞、資料 4 武庫川水系河川整備計画原案に対する意見書(答申書原案)、資料 5 武庫川水系河川整備計画の着実な推進を図るしくみ、資料 6 武庫川水系河川整備計画の実施にあたって、資料 7 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書の整理表(第 60 回以降分)、資料 8 住民からの意見書でございます。続きまして、参考資料 1 ニューパブリックマネジメントとはという A 4 のもの、参考資料 2 住民の方からの質問に対する回答について、以上となっております。

委員の方には一部カラー印刷した資料をお配りしておりますが、傍聴の方には全て白黒印刷したものをお配りしております。スクリーンにカラー表示した映像を随時映し出しますので、説明に合わせてご覧いただくようによろしく願いいたします。

それから、傍聴される皆様にお願いがございます。傍聴者へのお願いという用紙をご覧下さい。

発言、議事録、写真撮影については記載の通りでございます。ご協力をお願いします。

3点目の写真撮影についてですが、委員会の活動状況を記録に残すため、カメラによる撮影を行っております。公表する目的ではなく、内部の記録用に撮影するものでございます。基本的には、個人が特定されるような写真の撮り方はしないように留意したいと思いますので、ご了解いただくようお願いいたします。どうしても承認できないという方がおられましたら、申し出ていただきますようお願いいたします。

それから、本日はマスコミ取材ということで、NHK神戸、読売新聞社、産経新聞社、日刊建設工業新聞社、神戸新聞社から取材の申し込みを受けております。

それでは、次第の2番目の議事に進めさせていただきたいと思っております。議題は、(1)武庫川水系河川整備計画(原案)等の審議、(2)答申書(原案)について、(3)その他となっております。

広報では17時30分終了とお知らせしておりますが、審議の内容によっては17時30分を超える場合がございます。

議事につきましては、松本委員長に進めていただきたいと思います。それでは、松本委員長、よろしく申し上げます。

松本委員長 では、只今から第68回武庫川流域委員会の会議を始めます。

皆様、ご苦勞様でございます。ようやく猛暑も去って秋らしい気候になったこの日に、既に前回お話ししておりましたように、本委員会の全体会は本日をもって全ての審議を終え、答申書を採択するという方向で本日は臨んでおります。1月26日以来続けてきました整備計画原案の審議並びに、さかのぼれば2003年1月から、提言書の策定、そして基本方針の審議、整備計画の審議等、6年半の審議を重ねてきました。あらゆる諸会議を入れて、都合306回に及ぶ会議をしてきた。ある意味では、本日はその締めくくりになる会議だということに各委員一同臨んでおります。したがって、本日は、原案に対して残っている課題、論点についての審議を後顧の憂いなく行うとともに、この半年余り、8カ月間の審議を総括する形での答申書の原案についてご提案して、ご審議をいただきたいと思います。

おります。ひとつよろしく申し上げます。

では、議事に入る前に、本日の議事録並びに議事骨子の署名人についてお諮りします。署名人は、私と、本日は川谷委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、本日の議事の進め方につきまして、9月9日に開催した第110回運営委員会の協議をご報告することによって提案にかえさせていただきます。資料1をご参照下さい。

第110回運営委員会では、本日の審議の進め方を具体的に検討する前に、これまでの審議経過を総括して、今後の審議スケジュールについて協議しました。その結果、先程ご挨拶で申し上げましたように、本日の第68回流域委員会において原案の審議を全て終了し、答申書について審議するというを確認いたしました。

実際には、本日、細部にわたっての確認は、特に答申書については初めてご提案、審議の俎上にのせるわけですから、なかなかそうはまいらないかと思えます。したがって、本日出たご意見あるいは修文等の確認を踏まえまして、来週21日に予定しております運営委員会で最終的な確定をしていく。そのようなことについて、本日は最後の確定を運営委員会に一任するという形で、この一連の審議を終えたいという方向を確認したわけであります。

したがって、本日の委員会の議事、進め方に関しましては、まずこれまでの論点審議の整理表についての確認を行い、その後、前回67回以降の修文作業の結果についてご報告したいと思います。それについて審議の上、本文についての確認をする。

運営委員会では、残る論点、課題について逐一協議をしました。そして、9月2日の全体委員会以降に、県から新たな修文案、修正案が提示されました。それをもとに、さらなる修正等々の必要性も協議して、再修正も含めて、本文の全項目については協議の中では合意点に達しました。本日は、それに基づいた再修文案が県から報告されます。

もう1点は、前回大きな議論になった継続検討課題であります。今次整備計画では実施する具体の項目には挙げられなかったが、この20年間に継続検討を行うべき事項、課題について一括列举すべきであるという件でございます。これについては、県から具体的な案が示されました。その案に対して議論をした結果、その案にさらに修正を加える方向で県が再検討するというので、本日新たな修正案が提示されております。基本的には、整備計画の本体の最後一括して継続検討する課題を列举するというところに話は進んでおります。問題は、その記載の仕方、表現、タイトルあるいは項目等について議論があったわけであります。これについては、本日なお議論があるかと思えますので、主要な論点とし

て後ほど審議したいと思っております。

3 つ目は、こうしたことによって、整備計画、推進計画の原案並びに資料編についての審議を一応終えることとなります。審議が終わった段階で、県に対する答申書の原案を本日提案してご審議いただくということにしました。

この答申書につきましては、整備計画原案から 8 回にわたって修正が重ねられております。資料の中で、見え消しというか、原案の修正箇所を提示した文書と、改訂版という本日初めて登場する文書がそれぞれの原案について一緒にとじられております。この改訂版というのは、後ほど答申書の中でご説明しますが、8 回にわたって繰り返してきた修正案を全部集約した最終的な修正案ですが、修正案ということではわかりづらいので、原案の改訂版として最終的な修正案を表示するということで、実は 3 年前の基本方針の審議の際にも、私たちは協議しながらそのやり方をとってきました。今回もそういう形を踏襲してはどうかということで、原案の改訂版という言葉を使っております。資料はそのようにお読みいただければ結構かと思えます。

そして、答申書に関しましては、運営委員会では骨子について提案し、議論した後、その骨子についての各委員からの意見を求めました。その意見を踏まえて、先週末から素案の起草を始めて、今週月曜日に素案を委員に配付した上、多数の委員からいただいた修正、加筆のご意見を検討して、それを反映させた原案として昨日まとめたものであります。起草、そして原案への修正プロセスは、委員長の方で行うということにさせていただきました。したがって、これについては、今日は生の資料としてご検討いただくということになります。

以上が本日の審議の進め方でございます。資料 1 の協議状況に記載してありますように、本日これをもって全ての審議を終了すれば、委員会は諮問以来の任務を終了するということとなります。整備計画の改訂版が県で確認、確定されれば、それが今後県民に供覧、公開され、そしてパブリックコメントとして出された意見の取り扱い等について、今回は河川審議会に諮りませんので、流域委員会にその報告をするということを確認しております。そこまでが私たちの任務であると理解しております。

2 ページ目以降は、具体の修文の中身に関してでございます。これらは、後ほどご報告する中で詳しく説明いたしますので、ご報告を省略します。4 ページ目の 3 番目の継続検討課題の取り扱いについてもしかりでございます。これも、後ほど具体の案を提案された中で詳しくご説明いただくこととなります。

以上が運営委員会での協議状況並びに本日の議事の進め方でございます。これについてご意見等があれば伺います。

特にご意見ないようですから、そのように進めさせていただきます。

まず、議事の第 1 は、お手元の資料 2、これまでの審議結果の整理表でございます。これは、先般の運営委員会で確認しましたが、大きく分けて 7 つの枠組みで論点審議を行ってきました。論点審議を行った結果確認したこと、あるいはさらなる議論が必要であるということ、あるいは具体の修文で対応すべきであるということについて整理してきた文書であります。これらは、いずれも既に審議済みであるか、あるいは具体の修文整理表、修正作業の整理表に移したということで、残る論点課題としての審議は全て終了したという形で、この表の中では取り扱っております。先程申し上げたように、論点が全てなくなったのではなくて、まだ本日審議すべき論点はございますが、これは具体の修文の案の中で議論するというので、この論点の審議表は、これにて全て作業が終わったという取り扱いにさせていただきました。

以上がご報告であります。これについて何かご意見ございますか。

特にないようですから、この件に関してご了解いただいたものとさせていただきます。

続いて 3 つ目は、河川整備計画原案の本文に関する修正等でございます。前回の委員会以降に協議された修正箇所あるいは修正案について、県の方からご説明願います。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 私の方から、資料 3 - 1 から 3 - 8、整備計画原案等の修正についてという資料の内容についてご説明いたします。

まず、9月2日、前回の第 67 回流域委員会では、それまでの修文意見を総括して、修文論点という形で取りまとめたということをご報告させていただきました。また、原案等の本文につきましても、それまでの見え消し版というものから、整理版として整理いたしました。

第 67 回流域委員会の後の修文作業につきましては、この修文論点に基づきまして、9月9日に開催された第 110 回運営委員会で、9月9日時点という整理表、それから本文の修正版というものをお示ししてご審議いただきました。本日の資料につきましては、第 110 回運営委員会でお示した資料に、さらに運営委員会での審議を含めて修正したのになっております。9月16日時点、本日時点の資料ということでございます。

そういう前提で、まず資料 3 - 1 でございますが、河川整備計画（原案）等の修文論点に関する委員意見書ということで、9月2日の 67 回流域委員会以降に各委員から提出いた

だいた修文の論点に関する意見書を取りまとめたものでございます。この意見書の中で、修文関係の意見以外に、継続検討課題に関する内容というものがございます。こちらについては、整理表の方に整理しておりませんので、どの意見書に継続検討課題に関する意見が含まれているかということがわかるように、表紙のリストのところを網かけしております。網かけのあるものが、継続検討課題に関する意見が含まれているものでございます。

続きまして、資料 3 - 2、河川整備計画（原案）等の修文論点に関する委員意見の整理表でございます。A 3 横長の資料でございますが、こちらの資料につきましては、前回、67 回流域委員会以降に各委員から提出された修文に関する意見を整理して列記しております。これに加えて、67 回流域委員会での委員のご発言とか 110 回運営委員会の中でのご発言、それから県の自主的な修文もあわせて整理しております。

資料としましては、各論点項目ごとに、左から修文意見、これに対する県の考え方、修文の有無及び該当ページを示しております。110 回運営委員会でお示した資料をベースにしておりますので、このときのものが黒字で、運営委員会以降に新たに追記した部分については赤字で示しております。この資料の一番右の欄、修文の有無のところ、「あり」という表示になっているものについては、次にご説明します資料 3 - 3、3 - 5、3 - 7 に修文箇所を見え消しで整理しておりますので、こちらの番号と本文の見え消し版の整理番号が対応しております。

続きまして、資料 3 - 3、3 - 5、3 - 7、河川整備計画（原案）、総合治水推進計画【県原案】、河川整備計画（原案）の資料編、いずれも 9 月 16 日時点修正案という形で整理させていただきます。こちらは、9 月 2 日の前回の 67 回流域委員会でお示した本文の整理版から、本日までに修正のあった箇所を見え消しで整理しております。間に運営委員会がありましたので、運営委員会でお示したときの修正箇所は青字で示しております。110 回運営委員会を受けまして、その後修正した箇所については赤字でお示しておりますので、青字と赤字の箇所が前回の流域委員会からの修正箇所ということになっております。

最後に、資料 3 - 4、3 - 6、3 - 8 でございます。先程説明いたしました見え消し版、それぞれ 3 つございましたが、その 3 つの見え消しになっているものを整理しまして、全文をお示ししております。先程の見え消し版については該当箇所の抜粋でございますが、こちらについては全文を掲載しております。

以上でございます。

松本委員長 資料の説明ということになりましたが、本日のこの修正は、本文の記載で最後まで議論として残った部分になります。前回の委員会では、そうしたことを逐一議論しながら、運営委員会でも残っている議論、前回の流域委員会の資料 3 - 7 で論点の整理表が出ておりますが、整備目標に関すること、流量配分、中上流域及び支流に関すること、適正な維持流量の確保に関すること、推進体制、流域連携とかフォローアップに関すること等々について、一つ一つ修正案をチェックしていった結果が、先程ご説明された資料の中に入っております。

これについて逐一ここでご紹介していくのは時間の関係で省略しますが、例えば資料 3 - 2 の冒頭に赤であるように、河川整備計画の実施について、整備計画対象期間 20 年間ということが「概ね 20 年」という表記になっていたのに対して、その「概ね」を外すべきではないかという議論がずっと長い間続いていたのですが、これについては最終的には 20 年間という形で「概ね」が外されたということであります。

あと、あふれることを記載するという点についても、その超過洪水の位置づけとして、きちんと評価をされて、その意味合いについての確認が行われた。地球温暖化の記述についても、さらなる言葉の加筆が行われたということがございます。あるいは、適正な維持流量の確保に関しても、各委員のご指摘に対して修正、加筆が行われ、運営委員会でさらに修正を行ってきました。特に議論のあった流域連携やフォローアップに関しましても、県の方から修正案が出されて、大きく変わっております。このようなことについてご意見があれば伺いたいと思います。

と同時に、本日の資料にも入っていたと思いますが、特に推進体制について、流域連携、フォローアップについては、前回委員会からかなり変わったところがあるわけですね。県の方から補足的に、どのように変わったのかという説明を加えてもらえませんか。

野村武庫川企画調整課副課長 それでは、まず私の方から、流域連携に関する部分と推進体制に関する修正につきましてご説明させていただきます。

まず、今お示ししております資料でございますが、本日の資料 3 - 4 武庫川水系河川整備計画（原案）＜改訂版＞の 79 ページに記載しております。

これまで流域連携につきましては、修文の整理表の添付資料の中で基本的な考え方をお示ししてまいりましたが、その中で当初、武庫川の川づくりについては、1 つは多様な主体が取り組む武庫川づくり、もう 1 つは行政が取り組む武庫川づくりという大きな 2 つの柱があるということで整理してまいりました。

行政が行う武庫川づくりにつきましては、左側の箱でございますが、地域社会と河川の良い関係の構築ということで、県と地域住民の皆様との連携の取り組み、県と流域市との連携の取り組み、それから地域住民の皆様との情報共有ということで、フォローアップ委員会等を設置しての情報の共有化、情報発信という柱、それから2つ目の柱といたしまして、多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援、色々な活動主体が取り組む武庫川づくりに対する支援を行っていくということで、大きく2つの柱で整理しておりました。

そういった中で、委員の皆様方から、多様な組織との連携のあり方というものも非常に大きな要素ではないか、そういった点を考えてみてはというようなご意見をたくさん頂戴いたしました。そういったことを基にして再整理したのがこの表でございます。先程の行政の柱が2本ございまして、当初は、真ん中の下の箱のネットワークの形成に向けた支援という部分を、多様な主体の連携のニーズとか情報の共有化のニーズに応じて検討していこうということで整理しておりましたが、こういった連携への支援もやはり必要ではないかと考えまして、連携に向けた支援ということで、活動主体の活動報告の場となるシンポジウムの開催といったものを支援していこうということで整理いたしました。

その下の箱に、自律的な流域ネットワークとの連携と記載しておりますが、こういった多様な主体への支援を通じて自律的な流域ネットワークができたときには、流域ネットワークとの連携について、流域市の意見も聞きながら検討して具体化していこうということで再整理いたしております。こういった形で、従来2つの柱で行政の取り組みを整理しておりましたのを、流域のネットワークとの連携という考え方も取り入れまして、3つの柱で整理し直したというようなところが流域連携の考え方の修正点でございます。

そういった取り組みの内容を、本文の中でございますが、資料3 - 4の78ページから79ページにかけて記載しております。

まず、78ページでございますが、ご意見としまして、流域連携の取り組みの主体をしっかりと明記すべきである、こういった主体がどのような連携でかかわっていくのかを明示すべきだというお話を頂戴いたしまして、78ページの前段のところ、地域住民、NPO、事業者、大学等の研究機関、流域市、県ということで、武庫川の川づくりにかかわる主体が適切な役割分担のもと連携を進めると記載しております。

あと3点、(1)、(2)、79ページの(3)ということで、先程申し上げました行政の取り組みとしての3つの考え方、(1)地域社会と河川の良い関係の構築、新しい取り組みとして5点ほど記載しておりますが、こういった取り組みを整理いたしております。

それから、(2)多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援ということで、これまでの支援に加えまして、78 ページの最後の行からでございますが、これまでの支援に引き続き取り組むとともに、活動主体間の幅広いネットワークの自律的な形成に向けて以下の支援を行うということで、2 点考え方を示しております。

それから、(3)自律的な流域ネットワークとの連携ということで、パートナーとなる流域ネットワークの形成を支援するとともに、流域ネットワークとの連携のあり方について、流域市の意見も聞きながら検討を行い具体化を図るということで、考え方を記載させていただいております。

流域連携につきましては以上でございます。

松本委員長 フォローアップの話も一緒にしてもらって、あわせて意見を聞きます。

野村武庫川企画調整課副課長 フォローアップの関係につきましては、資料 5 をご覧いただきたいと思えます。

これまでフォローアップ委員会につきまして、河川整備計画とフォローアップ委員会との関係ということで、同じく修文の整理表の添付資料の中でお示ししてまいりましたが、フォローアップ委員会の役割をしっかりと明示すべきということ、それから新しく P D C A の考え方を取り入れて進行管理をするというようなご意見もありまして、それに基づいて再整理いたしました。

P D C A につきましては、当初、県の方で、実施の状況を踏まえて、改善すべき点は改善するというので、P D C A を記載させていただいておりましたが、委員の中から、P D C A を使った進行管理はどういうようにやるのかをきちっと明示しないとということで、県の考え方と P D C A の進行管理というところに若干ずれがございました。また、県で P D C A を使った進行管理を行うのはなかなか難しいのではないかとということもありまして、一旦は P D C A の記述を削除しておりましたが、ご議論の中で、できることからやっていくというようなスタンスで取り入れていくべきだというご意見も頂戴いたしまして、P D C A の考え方を取り入れた進行管理というものを河川整備計画原案の中に再整理したという状況でございます。

お手元の資料でございますが、河川整備計画の着実な推進を図る仕組みということで、右上の黄色い四角で 3 点挙げております。まず、先程申しました P D C A サイクルの考え方に基づいた河川整備計画の進行管理について具体化を検討していくということ、それから フォローアップ委員会の設置、地域住民等との情報の共有ということです。また、

個々の事業実施上の課題につきましては、個別に検討会等を設置して対応していくということで記載しております。

左側の箱でございますが、武庫川水系河川整備計画という囲みがございます。ここの吹き出しの P D C A サイクルの考え方に基づいた河川整備計画の進行管理ということで、P D C A の考え方を取り入れて進行管理していくということを図柄で示しております。

その進行管理というところで注 1 と打ってありまして、右側の点線の囲みの中に注書きをしておりますが、おおむね 5 年程度の期間で P D C A サイクルを回すということを考えております。詳細につきましては、初めてこういった取り組みを取り入れるということでございますので、具体的な進め方等については今後検討していきたいと考えております。おおむね 5 年程度ということで、20 年の計画でございますので、1 期、2 期、3 期、4 期と記載させていただいております。この 1 期の中で P D C A を回して次のサイクルに移っていくというような形で、進行管理を進めていく図柄を表示しております。

それから、右側でございますが、フォローアップ委員会の設置でございます。学識経験者、地域住民で構成するフォローアップ委員会を設置するということはこれまでからご説明いたしておりまして、河川整備計画の事業の実施状況等を報告してご意見を頂戴するというようなご説明をいたしておりましたが、役割等をもう少し詳しく明示すべきというご意見を頂戴いたしまして、役割等を記載しております。

先程の P D C A の進行管理にフォローアップ委員会もかかわっていただくということで整理いたしておりまして、P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理の仕組みについて意見を述べるということでございます。この点につきましては、先程申しましたように、これから P D C A サイクルを取り入れた進行管理、具体的な仕組みを検討していくこととなりますが、それに際してフォローアップ委員会からもご意見を頂戴する。毎年度の施策や事業の実施状況等については、これまでからご説明いたしておりました通り、事業の実施状況等を県から報告して意見を頂戴する。P D C A サイクルの仕組みによる点検・評価の結果については、先程申しましたように、P D C A の考え方を取り入れて 1 期の期間を回す中で、県の評価・点検の結果を報告してご意見を頂戴して、フォローアップ委員会の意見を次期のサイクルに生かしていくということで、次期のサイクルに反映という吹き出しのところで、フォローアップ委員会の意見を P D C A を使った進行管理の中で生かしていくということを表示しております。

それから、右側の吹き出しの 地域住民等との情報の共有でございますが、こういった

県の河川整備計画の実施の状況とか P D C A の評価・点検の状況、フォローアップ委員会からのご意見等々を、河川整備計画への地域住民の皆様の理解と協力を得るために情報発信していく。また、逆に地域住民の方から地域の問題等々を情報発信していただいて、県がそういったご意見を聞くということで、双方向の矢印にいたしております。

もう 1 点、武庫川水系河川整備計画、それから武庫川水系河川整備計画の流域対策、減災対策につきましては、市と協力しながら進めていかなければいけないということで、左の下でございますが、県と市でつくる武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）を設置いたしまして、流域対策、減災対策推進のための武庫川流域総合治水推進計画（仮称）を策定するという枠組みを考えております。これは、これまでからもご説明いたしましたが、県がこの協議会の構成員になりますので、その上の矢印で、実施状況の共有、県は実施状況を協議会と共有することができるということで、この推進計画の実施の状況についてもフォローアップ委員会に報告してご意見を頂戴する。そして、フォローアップ委員会の意見をこの協議会にフィードバックしていくということで、武庫川流域総合治水推進計画とフォローアップ委員会の関係をお示ししております。また、フォローアップ委員会の意見につきましては、協議会で検討の上、反映を図っていくということで、吹き出しで記載しております。

あと、個別の実施状況の課題につきましては、一番左でございますが、個別の検討会等ということで、河川審議会の専門部会とか、2 原則の専門検討会、こちらは右の方に 3 ということで注書きを打っておりますので、正式名はご参照いただきたいと思います。それから、地区の整備検討会を必要に応じて設置することとしておりますが、こういった検討会とか地区の地元説明会といったところで、課題等が発生した場合には解決していきたいということで記載しております。

こういった形で、河川整備計画の着実な推進を図る仕組みということで、フォローアップの仕組み、河川整備計画の中に P D C A の考え方を取り入れたこと、フォローアップ委員会の役割、地域住民等との情報の共有化、総合治水推進計画との関係といったものを整理したところでございます。

以上のことにつきましては、先程の資料 3 - 4 で言いますと、80 ページの 4 番、河川整備計画のフォローアップというところで、(1) 河川整備計画の進行管理、P D C A サイクルを取り入れた考え方についての記述、(2) フォローアップ委員会の設置、フォローアップ委員会の役割について、(3) 地域住民等との情報の共有という 3 点を整理して記載して

おります。

以上でございます。

松本委員長 では、今の 2 点を中心に、それ以外にもご発言いただければ整理しながらしますが、流域連携、フォローアップを中心にご意見を願います。

田村委員 まず、この原案、改訂版よりも 9 月 16 日時点修正案を見ていただいた方がわかりやすいと思いますが、その 78 ページ、79 ページが流域連携ということです。その修正、改訂の経緯が青字と赤で書いてありますが、私どもが主張させてもらったのは、まず連携というのがどういう場面で必要かということを議論させてもらいました。

少し繰り返すにはなるかと思いますが、まずは県の行政内での河川部局と都市計画、あるいは農林、もっと広く言えば教育とか福祉とか、そういった相互の色々な連携、協働がないと、いい川づくりができない。いい川づくりができないと、いい地域づくりもできない。そこで、河川管理をしている県と沿川の自治体との連携、協働は絶対必要なわけです。

また、当然、各自治体におきまして、河川部局だけではなくて、まちづくり、都市計画、農林というところの行政内の連携、協働がないと、十分な市民サービスもできないし、色々な魅力づくりもできないということを我々は住民の立場からお願いしたわけで、それがベースです。そのもとで流域連携というのが成り立つのではないかと。

そういう意味で、79 ページの(3)自律的な流域ネットワークとの連携、これは以前は「連携のあり方の検討」となっていたのですが、今さらあり方の検討というのはおかしいのではないかとことを申し上げました。この整備計画ができてから、連携のあり方の検討を、色々沿川の自治体とも相談しながらやっていきたいと思いますというような状況ではないのではないかと。

といいますのは、例えば 2004 年の春に、流域委員会のメンバーと沿川の住民を含めまして、武庫川づくりと流域連携を進める会という任意団体ができていまして、その組織が主体になって、あるいは軸になって、既に 6 回のフォーラムを開きました。2 回は、どうしたらアユが武庫川に戻ってくるのか、あるいはアユが戻ってきても、うまく川の中で育たない、そういう川ではしょうがないのではないかとということで、川の改善策、あるいはどこに問題があるのかというようなこともやってきたわけです。それから、水質調査も合計 4 回、春、秋を含めてやっております。そういうことをやりながら、既に武庫川づくりが始まっているわけです。

それは一つの流れかもしれないが、この流域委員会ができたおかげで、武庫川に対する

関心が高まって、既に活動が始まっている。これからもっともっと促進させていくような政策ではないといけないということで、自律的な流域ネットワークとの連携という少し前向きな言葉に置きかわったと思います。先程県が説明された図 4.4.1 の中におきましても、下の方で、自律的な流域ネットワークと連携の検討ではなくて、まさに連携をするのだということで、強い意思を表現していただいたと思っております。

あと、流域連携の中でつけ加えさせてもらったのは、川の景観づくりというのがあります。これはティピカルな例なので、特にこれを取り上げて申し上げたいのですが、前回ご指摘させてもらったように、例えば武庫川という川を見たときに、甲武橋あるいは仁川の合流点の付近で 4 つの市が行政界でつながっている。それから、当然武庫川は県の管理河川ですので、その 4 つの市と県がそこに絡んでいるわけです。

そういう中で、どういう川づくりが必要なのか、まちづくりが必要なのかといったことに対して、今何もすべがないわけです。極端に言うと、4 市が勝手ばらばらな都市計画でまちづくりをしている。用途地域もばらばら、景観もばらばら、武庫川との関係もばらばらです。そういう中で、だれが主導権を握って、川づくり、あるいは川を中心としたまちの景観へのアプローチをしていくのかということのもないわけです。

これはティピカルな例なので、沿川全部にわたってそういうことではないと思いますが、そういうのが大なり小なりあるわけです。そういうところをどうするかという中身がないとまずいということもありまして、ここにこういう文章を入れてもらったわけです。

そういったことで、私としましては、78 ページ、79 ページで河川管理者さんが原案を改訂されて、100%とは申しませんが、かなり頑張ってフォローした文章に直していただいたということで、評価はさせていただいています。あとは、ここに書かれたものを、行間も含めまして、整備計画の中身を具体化していく。これを、流域の沿川の行政の皆さん、あるいは事業者、あるいは地元の住民、色々な N P O 団体、そういう人が具体化していく。さらに、もっともっといい川づくりをしていくということで一生懸命頑張っていたきたいし、我々もそういう形で少しでもご協力させてもらえればと思っております。とりあえず流域連携に関してはそういう意見を持っております。

佐々木委員 先程説明していただきまして、非常に進化して、やっとパートナーシップの川づくりに近いところを挙げていただいたなということで、評価したいと思います。そうなのですが、1 点だけ、たまたま付記というところにこの部分が出てきてしまっているので、今日の意見書にも挙げさせていただいているのですが、79 ページの表の一番下の

基本的な考え方のネットワークとの連携のところ、武庫川づくりのパートナーとなる自律的な流域ネットワークとの連携のあり方を流域市の意見を聴きながら検討し具体化という文面について、今まで説明してきていたパートナーというところと少し考え方が違うのではないかなと感じましたので、述べさせてもらいます。

この文面からいきますと、連携のあり方という視点が、県そのもののネットワークとの連携のあり方ということをごとうたっていらっしゃって、しかも、流域市の意見だけを聴くような書き方になっていますが、そうではなくて、ここの流域での住民組織や団体、教育機関とか企業とか、色々な集まりがありますので、そういうところも含めて、色々な連携のあり方があると思います。それをどうつなげていくか。まず、パートナーがどういうところとどういうところを結んで、目的として何を望むのかというところによって、それぞれチャンネルが変わってきます。それは県との連携、かかわり方ではなしに、総合的にみんなで見出していかなくてはならない部分ではないかと思います。その部分を 1 点指摘させていただきたい。

それから、先程川の景観づくりということをおっしゃいましたが、その先に、こういうネットワークを通して、武庫川の景観コントロールというようなところ、今回は整備計画、基本方針にもそこまでうたわれてきませんでしたので、今後の重要な課題として、そこまで波及していけるようなものを目指していきたいと考えております。

続きまして、資料 5 のフォローアップの進行管理の図ですが、前にも長峯委員が、PDCA サイクルを何回ぐらい回すのですかというようなお話を何度か出されていましたが、この図からいきますと、1 期、2 期、3 期、4 期というのがそれぞれ 5 年ずつあって、1 期の中で 1 回だけ PDCA を回しているようになっていますが、望ましいのは二、三回回していただく。なぜかといいますと、1 期の途中で、まあ初期だったら問題なのですが、課題とか問題が発生したときに早期に改善しなければならない。1 期でここまですると決めたような事業があったら、1 期の中で課題がそのまま積み込まれた形で終了して、その事後報告みたいな形になってしまったら困りますので、これは 1 期 5 年の中で 1 度だけ PDCA を回すのではなくて、数回回すのが望ましいのではないかと思います。

土谷委員 資料 5 のフォローアップの図のところ、2 つ質問があります。

左端の個別の検討会等の中で、地区整備検討会というところは、地元住民でない人も参加して意見を言うことができるのでしょうかという点と、もう 1 つは、この検討会のことは事前にインターネットなどでみんなに知らせてもらえるのでしょうかという 2 つの

質問です。よろしくお願いいたします。

松本委員長 これまでのお三人の委員から出たことについて、県の方から少しご意見を出して下さい。

野村武庫川企画調整課副課長 まず、田村委員からはご意見の開陳ということだったかと思えます。

佐々木委員の 1 点目、流域連携の関係で、自律的な流域ネットワークとの連携での記載でございますが、連携のあり方について、流域市の意見も聴きながら検討を行い具体化を図るというところで、ケースによりましてパートナーの組み合わせも変わってくるというところで、みんなで考えるということを考えることが必要なのではないかと。そういった記述が必要なのではないかとというようなご意見でございました。

県として今考えておりますのは、図 4.4.1 でいきますと、左側、行政目的を達成するために個々に連携するといったところの取り組みというのが 1 つございまして、こういったところでは、ケースによりまして個々それぞれに連携の仕方を考えていくことになると思えます。また、先程の 3 番のネットワークとの連携でございますが、ここは基本的に自律的に形成されたネットワークと連携をしていくということを念頭に置いております。そうなりますと、連携をするときには、相手方とどう連携をしていったらいいのか、相手方の意見も聴きながらという形になりますので、ネットワークを構成する団体さんの意見はネットワークの中で取りまとめていただいて、ネットワークの考え方は県としても承りながら連携のあり方を検討していくことが必要なのではないかと考えております。

次に、P D C A の関係でございます。フォローアップの関係につきまして、1 期で 5 年で 1 サイクルという形ですが、もっと何サイクルも回すべきではというようなお話でございました。実施の状況で課題が残されたままでいくのではないかとというようなご懸念だったかと思えますが、この実施状況につきましては、表のフォローアップ委員会の役割のところ記載しておりますが、毎年度の施策の実施の状況とかもご報告するような形になっております。そういった中で、課題等が生じた場合にはご報告をして、フォローアップ委員会の方からもご意見を頂戴する形になるかと思えますし、反映できるものは反映していくということで考えております。サイクルとしては 1 回ということになります。課題が生じた場合にはその都度検討していくという形になると考えております。

土谷委員のご質問で、この中の整備検討会は地元住民以外の方も参加ができるのでしょうかというようなお話でございます。検討会の設置につきましては、ケースによりまして

状況が異なるかと思しますので、一概にこういう形でというのを申し上げることは難しいかと思いますが、学識者の方とかをお入りいただくような形も想定できますし、考えておりますので、そういった状況の中で、地元の方以外にもお入りいただくケースもあるかと思ひます。ただ、必ずお入りいただく形になるかというのは、ケースにより変わりますので、今後設置を検討していく中で検討させていただきたいと思っております。

また、事前にインターネット等でお知らせをするようなことがあるかということでございますが、そういった公開のあり方と申しますか、情報の提供のあり方というの、設置にあわせて今後検討していきたいと考えております。

佐々木委員 お答えいただいたのですが、申し上げたことと少し視点が違う答えが返ってきましたので、もう一度申し上げます。

まず、図 4.4.1 の流域ネットワークとの連携のお話で、これは県の側から見た連携のあり方のみが書かれてある。上にそういう表題になっているので仕方がないのですが、下から 2 行目の「流域市の意見を聴きながら」と、流域市に限ってしまうのではなくて、先程申し上げました色々な住民組織とか、パートナーそのものも当然入ってこようかと思ひますが、その他色々な機関と流域市等も含めた意見を聴きながらという表現にしないと、流域市だけと意見を交わして検討して具体化するのだというようにとられかねません。そのあたりを盛り込んでいただくと、意味が回っていくのではないかと思ひます。

それから、フォローアップの P D C A のことですが、先程 1 期 5 年に 1 回だけということをおっしゃいましたが、先程のご説明ですと、とはいえ、年度ごとに報告ということは 1 年に 1 回回しているのではないかと思ひます。そうでないとしても、課題が出たら報告、意見等をいうことでしたら、課題が出たら回すことになるのではないかと思ひます。課題が出たら、P D C A の形で改善していくということが、そもそも P D C A サイクルの手法ですので、そのあたりが理解しがたいのですが、そういうことではないのでしょうか。

土居武庫川企画調整課長 佐々木委員のお尋ねの件で、先程野村がお答えしましたが、補足させていただきます。

1 点目の流域連携のお話ですが、79 ページに自律的な流域ネットワークとの連携となっておりますが、流域市の意見だけを聴いているということではなくて、流域市の意見も聴きながら検討を行い具体化を図ると書いておりますので、具体化を図るのに、流域市だけの意見を聴いては具体化は図れません。当然自律的なネットワークが形成されていく中で、ネットワークの団体と意見交換をさせていただいて、どのようにやっていったら

いいのかというのを話ししていくべきものだという認識をしております。

また、79 ページの前段の(2)のところ、多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援ということで、の連携・交流のための機会の提供とか情報の提供というのをやります。これは前回「検討する」だったのですが、「支援をする」と言っております。具体的に言いますと、シンポジウムを開催するというのも例示をしております、その中で個々の団体が将来ネットワークを組むということがあるべきだという議論も出てきますので、そのときに十分意見交換もできるのではないかと考えております。

79 ページの下に、現状の活動のところから矢印が出て下に行って、自律的なネットワークという将来の姿がありますが、その過程で、私が先程申し上げた支援などもやりますから、その過程でお話し合いが出てくるのではないかと考えております。だから、決して話をしないという意味ではございません。それが1点目でございます。

2点目のP D C Aの件ですが、資料としまして、4回に分けて書いておりますのは、整備計画全体をどう進行管理をしていくのかということで、20年という期間を決めておりますので、それを5年間、4つぐらいに区切って、全体の進行管理をしていこう。したがって、5年で1サイクル回すので、P D C Aでチェックをして、次のサイクルにという考え方でございます。整備計画全体がそうなのですが、個々の課題によっては短いサイクルのものもございますので、それは臨機応変に対応する。ここに書いてあるのは、あくまで整備計画全体の進行管理をやっていくのに4つぐらいに分けて各段階ごとにP D C Aをやって、次なる改善をしていこうという考え方を示した図柄のものでございます。

松本委員長 今のお話、課長のそういうような認識であれば、先程の流域連携のところのネットワークとの連携の話は、そういう趣旨の話をしたと思うのですが、79 ページの(3)の最後の「流域市の意見も聴きながら」のところを「流域市や流域団体の意見も聴きながら」と入れておいたらいいのではないですか。全然支障はないでしょう。それも含んでいますというような解釈ではなくて、入れることが何か支障があるのですか。

土居武庫川企画調整課長 委員長からのご提案で、それは付記のところでも出ていたのですが、ここで意見を聴くというのは、どちらかというところ、ここの図柄でいくと、自律的な流域ネットワークが形成されて、そこの意見交換の中で、どうやって行政と連携をしていくかということなので、各団体というよりも、もし書くとしたら、「流域ネットワークの意見も聴きながら」ということかと思っております。委員長からご提案があったのですが、書くとしたら、そうかと思っております。そうすると、少し語呂が悪くて、前にもネ

ットワークが出て、後ろにもネットワークが出るので……。

松本委員長 だから、流域団体と言っているのです。住民団体と言っていないでしょう。流域団体というのは流域連携団体だからネットワークを指しているのです、そうしたら、語呂は悪くないでしょう。語呂の問題だったら、そのぐらいの工夫をして下さい。あと、また詰めましょうか。

ということで、他にございますか。よろしいですね。

流域連携とフォローアップのあたりは一応それで、あと、本文の関係では、資料 3 - 3 の本文の修正で、大きく変わっている部分は、80 ページのモニタリングのところが変わりやすく整理をされたというところがありますね。それから、64 ページの健全な水循環のところについても、かなり議論を行って、修正を加えております。59 ページの流域対策についても、過不足の修正がかなり入っております。

このあたりについて、ご意見があれば伺いますが、特になければ、そのことでは承したものとしていきますが、よろしいでしょうか。

特にご意見がないようですので、前回の全体委員会で議論になった部分については、そのあたりが修正をされて、運営委員会では了としたということで、本文に関する修正については、これで審議を終わらせていただきます。幾つかあった再検討の部分については、微細な部分ですので、また運営委員会で調整します。

では、本文関係のことはこれでご確認いただいたということで、次に、継続検討課題の記載に関する審議に移ります。これは、前回、9月2日の委員会の段階では、入れる入れない、あるいは資料編だったらというようなところで対立していた部分ですが、9日の運営委員会に県の方から付記という形だったということで、かなりたくさんの項目を列挙する形での提案がありました。これについて、運営委員会で協議をして、さらに見直し等の意見が出て、結果本日資料にありますようなことが県の方から修正提案されておりますので、これについてのご説明をお願いします。

杉浦武庫川企画調整課副課長 付記（検討事項）についてご説明申し上げます。

付記（検討事項）につきましては、先程委員長がおっしゃいましたが、前回ついていませんでした。ところが、今回の流域委員会で出てきたということで、その顛末と今回付記として記載した私どもの考え方の2点をご説明申し上げます。

説明申し上げる前に、この検討事項については2種類あるということをも整理したいので、本日の資料 3 - 4 の 81 ページ、82 ページ、見開きになっておりますが、おあけい

ただけますでしょうか。

先程申し上げましたが、検討事項といいますのは大きく分けて 2 種類あります。81 ページ、82 ページに 2 つに分けて書いてありますが、81 ページの 1 が 1 つ目、82 ページの 2 と書いてあるのが 2 つ目です。

まず 1 ですが、本計画の先導的な施策の実施にあたって検討が必要な事項ということで、もう少し分解して言いますと、本計画を実施するために検討が必要な事項です。つまり、この計画を実施するために前もって具体化の検討をしておく必要があるという、この計画を実施するために必要な検討事項が 1 番で、これは当然のことながらこの整備計画の中に 1 章から 4 章までに書いてある内容となっております。2 点目の検討事項というのは、タイトルは、河川整備計画に位置づけていないが、長期的な河川整備基本方針の目標達成に向けて検討が必要と現時点で考えられる事項ということで、要は、河川整備計画には位置づけていないのだが、長期的な目標を達成するために検討が必要だと現時点で考えられる事項です。大きくこの 2 つあるということを念頭に置いていただきまして、ここに至った顛末、また付記の考え方をご説明申し上げます。

そもそも私どもの当初の考え方といいますのは、この河川整備計画というものは 20 年間で具体的に実施する事項について記載するものでございます。ということは、ここに書いておりますことは全て実施することになる。実際に書いてあるものは何かというと、実施する内容、事業、施策は書いてある。また、先導的な施策がこの中にはたくさん入っておりますので、具体化のために検討が必要な項目もあります。ですので、実施するためにこんな検討が必要なのでやりますといったことがこの中に書いてあるという考え方でございます。

もう少し言いますと、ここに書いてあります計画、やると言っているものは、どういう経過で出てきたかと申しますと、例えば治水対策の場合は、まず色々な対策を並べて、その中から、今回の河川整備計画では、下流部築堤区間の流下能力が低いという喫緊の課題を早期に着実に解消するために必要な対策を、20 年間でやるものとして選び出したという行為を行った上で、ここに記載しております。他の色々な対策を並べて、その中から、優先度が高くて、これをやるべきだと考えてセレクションをした結果としての計画となっております。

ということで考えておりまして、既存ダムの治水活用、主には千叡ダムなどですが、あと、新規ダムの建設は、最初の段階では俎上にのっていたわけですが、先程言いましたよ

うに喫緊の課題に着実に早期に対応するという事を考えたときに、その選から漏れたものでございます。それについては、実施する計画に書くということはおかしいということで、なぜ落ちたのかという理由は書いておりますが、どんな検討をしたのだという具体的内容は資料編の方に記載してということで整理しております。

ということを考えておりましたので、流域委員会の皆様から意見がありました、今回の整備計画には入っていないが、継続検討すべき事項も本編に記載すべきだという考え方は、先程言いました、実施する計画を書くものであるにもかかわらず書くのはおかしいという考え方で、資料編に回したいということをご説明申し上げてきたところでございます。ところが、先程言いましたように、その後、松本委員長から5章として記載してはどうだという提案がございまして、その後、67回の流域委員会におきまして審議があって、その中で、継続検討事項の記載について各委員の皆様にお聞きになられて、その結果、書く内容については皆様さまざまな意見があって、統一といった意見にはなっていなかったと思っておりますが、本文の文末に何らかの形で記載してはどうかという意見が多数を占めていたかと思っております。また、知事と松本委員長の面談がございまして、そのときにも継続検討の記載というのは容認しようという方向が出ております。

以上の点を踏まえまして、今回付記という形で、整備計画本文の文末に記載したという顛末でございます。

では、この付記は、私どものもともとの考え方があるにもかかわらず、どういった考え方でこのたび出してきたかということでございます。

まず、付記という名称ですが、先程言いましたように、もともと継続検討事項といいますが、これは資料編にしてきたということもございまして、本文とは性格が若干異なる内容を記載することになりますので、付記という名称にさせていただいております。このことは、例えば5章とか章を設けて記載しますと、20年間の検討項目が、継続検討項目もやることになるのではないかという誤解が生じるのではないかということで、付記にしているということでございます。

そういう考え方に基きまして、今回この継続検討を整理したわけですが、委員会からのご提案は、先程説明しました82ページの2番のみの記載を求められていたのかと思いません。つまり、河川整備計画に位置づけていないが、長期的な目標達成に向けて現時点で検討が必要だと考えられる。それを書くということだと、2番だけの記載になります。ところが、2番だけ記載しますと、整備計画で20年間で検討する可能性のあるものは2番だ

けかということになって、誤解を生むといけないので、整備計画で検討するといったこともあわせて書いて、2 番だけを検討するというような誤解が生じないように、1 番と 2 番、どちらも記載したということでございます。それが付記の考え方でございます。

それでは、具体的にどんなものを記載したのかを、皆さん既に見ておられると思いますので、簡単に見てまいります。

まず、付記の考え方を 81 ページの上の方で載せております。先程言いましたように、検討項目は 2 種類ある。2 種類の検討項目を整理して、付記として記載したという前文があって、まず 1 番目、本計画の先導的な施策の実施にあたって検討が必要なものということで、全部で 9 項目挙げております。治水対策については、堤防強化、流域対策、減災対策全ての対策について先導的な施策がありますので、その検討項目を記載しております。

次に、環境対策については 3 項目、2 つの原則の具体化、天然アユが遡上する川づくり、わかりやすい水質指標による調査、この 3 点を記載しております。

また、利水対策、河川整備計画の着実な推進ということで 3 項目、流域の水循環の把握、P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みの導入、また先程から議論がありました流域連携のあり方、この 3 つについて記載しております。

続きまして、2 つ目、河川整備計画に位置づけていないが、長期的な目標を達成するために検討が必要だと現時点で考えられる事項、つまり本計画に位置づけていませんが、河川整備計画策定過程で検討し、基本方針の目標達成に向けて検討が必要だと現時点で考える事項でございます。1 つ目が阪神電鉄橋梁の改築、2 つ目が上流の下水処理場の用地を転用した新規遊水地の整備の拡大、3 つ目が既存利水施設、既存ダム of 治水活用、4 つ目が新規ダムの建設、この 4 項目を先程言いました定義に従ってセレクトしてきたところでございます。

説明は以上です。

松本委員長 というご提案でございます。これに関しては、資料 3 - 1 にございますように、かなりたくさんの委員から意見書が出ております。これらを踏まえながらご意見をいただきたいと思っております。

まず、意見書を出されている方から順次ご発言願います。

川谷委員 この件に関して、これまでも何回か議論する機会があったと思っておりますが、ここに記載されているように、検討事項は 2 つの性格を持っているので、ここのように 2 種類に分けて記載する方がすっきりすると考えています。分けた上で、2 番目の長期

的な河川整備基本方針の目標達成ということにかかわる項目は、ここで検討する事項が次期以降の整備計画の策定に優先順位を持っての選択肢ではないということを何度も議論してきたし、ある程度の合意は得られているのではないかと考えています。

ここになお書きで、「なお、記載の順序は検討の優先順位を定めたものではない」というように書かれてありますが、これは修文の話題になると思いますが、「検討の優先順位」の問題ではなくて、むしろ次期以降の整備計画の作成にかかわって「選択肢の優先順位」を定めたものではないということは明記していただきたいと思います。

畑委員 幾つか意見を出させていただいておりますが、最後に出している 13 ページに書かせていただいておりますところは、付記の 2 番目の問題に関してです。ここでは 4 つの項目について、これからの検討事項として挙げられているわけですが、新規ダムの建設に関しては、私の前の意見でも書かせていただいておりますように、この項目を書くべきかどうかということについては少し疑問を持っているところです。

委員会で水田の問題について各委員からご意見がありまして、主に水田での貯留ということについて議論をされてきたわけですが、その中で水田地帯の役割ということがあったと思います。水田地域における貯留と申しますか、特に超過洪水のときに各地で氾濫して湛水している状況は、皆様も報道等を通してよく見られてきたことかと思えます。実際に河川の疎通能力を超える流出が起こる状況では、まず犠牲になるのが河川周辺の水田地域での氾濫ということです。実際にこういう超過洪水時においては、水田排水路から氾濫が起こる結果、その周辺並びにそれより下流の地域、特に下流都市地域が守られているというか、大きな洪水にならなくて済んでいるというのが一般的な状況です。

そういうことを考えますと、水田地域のそういうような悲しい現実と申しますか、役割というのが一方であって、その恩恵のもとに我々の生活が守られているという面が多々あるわけです。人的被害がなくて、非常に大きな貯留容量を持っている部分、例えば武庫川流域でしたら、三田を中心に道場のあたりまでの貯留は、県が公表されている 3 D のハザードマップ、シミュレーションにおいても、大きな湛水があって、大きな面積にわたって氾濫が起こるとということが予想されているわけです。そういう氾濫面積が示されているわけですが、実際に我々がやっておくべきことは、氾濫という形でどれぐらいの貯留容量があって、その結果として下流の流量がどれだけ減じたかということを確認に定量化しておく。このことが第 1 次のと申しますか、当初の河川整備計画においてもきちんと整理しておく必要があるのではないかと。

従来から農林サイドでも、氾濫による水田地帯の超過洪水に対応する役割とありますが、定量評価方法というのでも提案されてきておりまして、県が行っておられる氾濫シミュレーションの結果を整理すれば、量的な問題はすぐに出てくるところでありますが、その結果、下流側の流量がどれだけ少ない流量になってくるかははっきりさせておく。そのことが新規ダムの建設というところで議論されるならば、同じようにそういう効果も定量化しておくことが重要ではないか。その量は非常に大きなものがあると予想されます。三田地域だけではなくて、上流の低部の河川周辺の農地での氾濫が相当な量になってくるかと思いません。

そういうところを整理した上で、実際にそういう氾濫が起こった場合にはもとへ戻す災害復旧の作業が必要になってきますが、数十年に1度そういうようなことが起こって、災害復旧という形で復旧された場合、どれだけの経費がかかるのか、そういうところもきちんと整理しておく必要があるのではないかと思います。

そういう問題で、として、地域における貯留の問題を検討しておくことが、新規ダムの問題ともかかわって非常に大事なところであろうかと考えております。

とりあえず以上です。

佐々木委員 今日の見書書の17ページ、第1回意見書は7ページに出っていますが、そこは少し細かいのと、その後県の案が変わりましたので、それに対する意見ということです。前の意見書は、今日は時間がありませんので、また読んでおいていただいて、運営委員会のときにでも説明できる機会があったらと思っております。

まず、付記という表題と、県の方で2つに分けて、前に本計画の先導的な施策の実施にあたって検討が必要な事項ということで挿入していただいておりますが、中身の性格が検討課題とは随分重みが違うのかなと感じました。そのあたりを今日の意見書に書いています。前文にもお書きになっていますが、この部分は本文にも上がっていることで、重要なことなのでということでのレポートです。前さばきとして、実施していくのにとっては当然しなければならない事項ということで、なおかつ重複する。これまでも本文の中で何度かカットアンドペースト的に同じ文書が貼りつけられたりしてきたことがあったのですが、できれば整備計画の冊子としては洗練されたものになってもらいたいという思いもございまして、こういうようなところは、本編のところでもわかりやすくナンバーリングをすとか、同じ言葉を繰り返さない、重複しないような形でスマートに報告書としてつくり上げていただきたいというように感じました。

先程の県の説明ですと、また少し意味合いが違っているようで、重要なことですので同じように挙げたいということですが、これはこれで一線を画して、委員会の方で継続課題として出してきたものは、重みが少し違う。県からも、後半に前文として気候変動等のことを書いていただいております。昨夜も新宮で記録的豪雨、120mm というようなものが降ったというニュースがございました。いつこんな雨が降るかわからないような中で、こういった準備が非常に重要なのではないか。次期整備計画以降に準備できるもの、研究できるものはしておいてもらいたい。それが川谷委員がおっしゃったように、次に挙げられるかどうかはわからない。場合によっては、研究した成果としてこれは載せられないという答えが出てくるものもあるかもしれません。それにしても、そういうような重みを考えまして、流域を守るのだということで、今期の整備計画は、本川の下流域の河床掘削というところをメインにして、プラス超過洪水対策ということで進んでおりますので、他の河川施設等も含めて充実していただきたいという思いが非常に強いものですから、できれば、5章か終章というような形で持っていただくとはいえないだろうかと考えております。

内容のことも少し申し上げてよろしいでしょうか。

松本委員長 はい。

佐々木委員 畑委員が上流域の水田等の遊水地的なことをおっしゃっていたのですが、前回伊藤委員から三田あたりで越流堤のように堤防の切り欠きがあって、そこから畑に水が浸水したということが実際に起きているのだというようなことをお聞きしました。基本方針のときも、本川よりも川幅の広い有馬川のところから流れ込んでくる水が一番流量が大きいので、何とかしたいという思いがございました。そういうようなことで、遊水地の検討をしていたときに、あのあたりは幾つか案が出てきて、基本方針のときにも検討したのですが、色々問題があって、今は難しい課題というようなことで終わってしまったのです。しかし、これは県に確認していただきたいのですが、越流堤的なものがあるのであれば、もう既にそこは遊水地化される仕組みになっておりますので、そのあたりは、次期以降どうなるかわかりませんが、きちんと精査して、どうなっているのか、今後どうしていったらいいのかというところまで押さえていく必要がある重要な事項ではないかと思いません。

もう少し上流に行きましても、自然に湛水してしまう水田があります。そういうことも含めて、前々回でしたか、上流浄化センターの遊水地の拡大という部分と、もう1つ、そ

の他遊水地というのがあったのですが、その他遊水地というものが削除されました。そのあたりを含めまして、もう一度その他遊水地の候補をここに挿入していただくことはできないのかということをお願いしたいと思います。

有馬川が一番問題になりそうだと思うのですが、有馬川だけでなく、他の大きな支流はそれぞれダムがあります。有馬川も、有野川の方に有野ダムがあります。あれはダムなのですが有野大池、大池というレベルになっております。そういうように、母子大池、勝合谷池、末野大池、他にも色々ございますが、ダムと言われている規模のものが整備される前までは、それぞれの農地に必ずダム的な大池があって、そこからかんがい用水が配水されていたと思うのです。今も、簡易上水道とかかんがい用水はそのルートが生きております。そのあたりの連携等も含めたことを既存利水施設のところでネットワークとして考えることができないのか。これは今まで出していなかったことで、今さらそんなことを言われてもおっしゃるかもわからないのですが、やはり気づいたことは入れておきたいということと、それから、県の説明の中で、既存の利水施設、ダムが事前放流をするのにネックになるのが支流の限界、どれだけ放流能力があるかという流下能力の問題が出てきていましたので、流域内の他の大池、ダム的なものとの連動で、そちらの方に少しでも放流する。集中豪雨になりますと、短時間でピンポイントなので、ますます間に合わない。そんなことをやってもというお話も出ておりましたが、1本でも2本でも放流するルートが開ければ、放流能力も上がりますし、時間的にも早くはけるのではないかと考えられます。そういうような考え方も含めて、既存利水施設というものは今後考えていっていただきたい。

そもそも第5章的なものの一番初めに上がってきていたのが千苺ダムなのです。もともとその他既存利水施設と千苺ダムとは別にしていたと思うのですが、それを1つにしてしまおうということで、1つにはなったのですが、私はやはりここは分けていただきたい。千苺というのは、今までも色々な方が意見を述べておられますし、県も調査をしていただいて、データもございます。そこからすると、他の利水施設とは内容も違う。既存不適合といった問題、老朽化した土木施設、百年ダム、他の橋梁とか色々なものが100年に到達してくると、社会資本は再整備していかないと次への危険性といったものもございます。そういうものの第1号が千苺ダムではないかと思うのです。せっかく再整備をするのであれば、他の既存利水施設とは性格も違いますので、別に項目立てて検討していただきたいという思いがございます。

そういうことで、2 項目ほど追加していただけないでしょうかという意見でございます。

村岡委員 先程県から付記についての説明がありましたが、それに対して私の意見を述べたいと思います。説明にあたっては、今佐々木委員が説明された資料 3 - 1 の 25 ページ、26 ページ、27 ページの 3 ページに沿って説明した方がわかっていただきやすいと思いますので、これに沿います。この文章の中で、二重線で消したところがありますが、私の意見で消したわけですが、もとの黒い活字で書いてあるのが、先程説明のあった県の案と同じだ。一部変わっているところもありますが、ほぼ同じだというようなことであります。

まず、タイトルですが、県の案は、付記（検討事項）ということでしたが、私は、第 5 章、そしてそのタイトルを今次計画期間中に継続検討すべき課題というようにしたいと思っております。この整備計画をつくるにあたって、これまで何年にもわたって検討してきたようなことですが、初めからこれはできる、これはできないというように仕分けをして、計画を整理してきたわけでもない。できるだけ実効性、効果のある施策を取り上げようということやってきて、その中で、かなり実現性のあるものについては、1 章から 4 章までということでもとまったわけです。検討してきたが、今後継続して検討していかないといけないという事項もたくさんあったのはご承知の通りですが、そういったものの中で重要な項目についてはやはり残しておこうということですから、整備計画上のまとめ方としては、今次計画期間中に検討すべき課題という名称で第 5 章を置くということは、第 1 章から第 4 章までの 4 つの章に伍するといえますか、その続きとして 5 章があってもいいのではないかという考え方に基づくものです。

また、県の付記の先程の説明の中にありました 1 章から 4 章の中でも、まだ検討すべき事項が残っている。付記の中で 1 と 2 に分けられた 1 の部分と、実現はできないが、検討しないといけないということについて、どういう内容、課題があるかという 2 に分けられたと思うのです。それに関しては、そういう考え方もあろうかということで、それに対して私は 1 つとのまとめ方かなというように理解しております。

そういう位置づけで、第 5 章を考えているわけですが、そもそも第 5 章というのは重要なことを簡潔に書きたい。そこで、細かいことについては、資料編の第 5 章に関連する資料として別記すればいいだろうと私は思っております。したがって、前文の本計画には幾つかの先導的な云々という初めの 2 行は別に書く必要はなからう。書くべきことは、3 行目の「本計画の策定過程で検討してきた事項のうち、基本方針の目標達成に向けて、今後も継続して検討が必要と現時点で考えられるものについて以下に記述する」ということで

よかろうと思います。

さて、1 のところから始まる中で、25 ページの 流域対策の推進のところ、赤で書いておりますように、「開発に伴う防災調節池、水田貯留、新たな遊水地及びため池による貯留施設の開発に対する」というように、ここに遊水地及びため池による貯留というものを入れました。青字で私の修文に対する意見を書いてあるわけなのですが、遊水地、ため池のことはここに記述すべきである。さらに、これはマイナーなことだと思いますが、文中にある指導強化とかモデル事業云々というのは資料編に書けばいいだろうということで、そこを消すということです。

問題は、やはり遊水地、ため池のことで、確かにできるものについては、1 章から 4 章に書かれておりますが、全ての遊水地、ため池がそれで終わりだというわけではない。そのことについては、県の見解では、2 のところに書いたらいいではないかということもわかりませんが、先程から畑委員とか佐々木委員の意見に賛同しておりまして、ぜひここに検討事項として書いて欲しいということです。さらに、初めに言うべきだったかもわかりませんが、今期の 20 年間で検討して、その次の 20 年間に資するような検討をするということだけではなくて、この 20 年間に検討してきて、実現可能性のあるものが出てきた場合は、今次の計画期間中にやってもいいわけです。あるいは、やるべきだということに言ってもいいかと思います。そういうことの含みも置いて、遊水地、ため池は検討することによって実現を早める可能性があるということで、ここにこういう修文をして欲しいというように述べるわけです。

26 ページに行きますと、一番上に二重線で消している部分があります。これなどは資料編で取り上げればいいのかということで、重要なことは上の 1 行半でいけるといように考えました。

アユの生息環境の改善ですが、これについては、市民のレベルでも、あるいは我々委員はもちろんのこと、専門家も、アユの遡上、天然アユの復活というものを願っているわけですから、黒い字で書かれた県の案はそのまま私も受けたいと思います。しかし、よくよく考えてみると、維持流量のところ、アユには限りませんが、魚の生息とか成長にかかわる維持流量を求めてきたわけです。あれについても、アユに詳しい人、あるいは市民レベルでもアユに興味を持っている人は、あの維持流量、生瀬橋でいうと $1.5\text{m}^3 / \text{s}$ で本当にいけるのか。そういう不安がこの委員会の席上でも上がったし、傍聴者の意見の中にも出てきているし、あるいは任意団体の武庫川流域連携を進める会の主催した幾つかの

フォーラムの中でも、必ずこの問題が出てきています。となると、維持流量そのものの考え方が、アユの生息に対して本当にリンクした形になっているのか。そういうことを考えると、やはりそこに問題があるということで、ここでは維持流量の考え方の改良も視野に入れるという書き方で取り上げるべきではないかと思えます。

なお、維持流量については、前から私も意見を言っておりますように、これは手引なのです。手引というのは、要するにシビルミニマムみたいなもので、よりよいものに改善していくというのはあってもしかるべきです。前に県の方も言ってくくださったと思いますが、正常流量をもっと豊かなものにしよう。そのために、私も言いましたが、武庫川なら武庫川らしい維持流量の考え方をつくっていくというのは、シビルミニマムですから全然違反にならない。だから、そういうことも含めて、シンボルフィッシュと言う以上、武庫川としての維持流量については、このところに検討事項として入れて欲しいと思えます。

例えば、環境基準というのも、あれは上乘せするというのを法律で決めているわけで、従来の一つの基準をよりよいものに見直していくということは、特に環境問題の場合はみんなが願うところでもあり、必要なことなのです。そういう意味で、維持流量についても武庫川らしい考え方をこれからつくっていくのではないかと。武庫川らしい維持流量を、本川だけではなく、本当を言えば支川の重要な部分についても考えていくのではないかと。これは視野に入れておくべきだという意味で、ここに書きました。

(3) 利水対策のところは、消した2行というのは、私の感じではだらしがない書き方ではないか。1つは、「ひょうご水ビジョンに基づき」というところにひっかかっているわけです。ひょうご水ビジョンというのは、大分前に出てきた県の1つのビジョンなのですが、その後どんどん改良されていて、私の手元にあるのは平成16年だったか、多分それが今一番新しいのではないかと思えますが、このビジョンに書いてあることが間違っているということは、私は言っておりません。いいことも書いてありますが、特にここで挙げようとしている水循環についての対応はなっていないと思うわけです。

そこで、その文章はこういうように変えてみました。「少雨化傾向による渇水リスクに対応する利水対策のみならず、流域の涵養機能や地下水流出機構など流域を一貫とする健全な水循環の把握に努め、流域の総合的、中長期的な視野に立つ治水、利水、環境のあり方を検討する」として欲しいというわけです。

さっきだめだと言ったひょうご水ビジョンというのは、水循環についてどんなビジョンを持っているかということを書きおきました。まず、市民レベルに対応するパンフ

レットのようなもの、概略版というのがあるのですが、それを見ても、水循環そのもの、あるいは水循環のメカニズムとなればなおさらのこと、市民にすぐにわかってもらえるような言葉ではないわけです。その上に何が書いてあるかということ、目標として「水の美しい循環をめざす」。それがスローガンらしいです。水の美しい循環というのはまさに何を言っているかわからないし、どこがどんな状態になったら美しい循環なのか、多少循環のことを知っておられる方も、こういうスローガンはおかしいのではないかというように気づくべきだと思います。

したがって、私は、水循環のこと、特に健全な水循環ということについて、幾つかこれまでも意見を述べましたが、その原点は青いところに書いておきましたように、健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議がまとめた健全な水循環系構築に向けて、中間取りまとめ、平成 11 年、もう 1 つ、これの具体的な施策検討にかかわる資料として、文科省高等教育局その他関連 7 部局がまとめた水循環系健全化に向けた総合施策検討調査報告書、これは平成 14 年に出ていますが、ここに原点があるのではないかというように常々考えております。したがって、この資料を原点とした考え方で、武庫川の水循環についても考えて欲しいということを願っております。

利水対策の中で、 が今の水循環でしたが、もう 1 つ、 は、26 ページの下に赤で書いてある水道システムの融通のことです。実は私、少し軽率な書き方になっているなというように反省しておりますので、場合によったら訂正もしなければいけないと自分で思っておりますが、要するに渇水リスク及び危機管理に対応するためというのは、当然 1 章から 4 章までの中にも出てきております。まさにそれと同じような文章になっていて、書いてあるのではないかというように言われそうなので、その点を少し反省するのですが、私の言いたいのは、27 ページの上の青字で意見の中に書いておりますように、この項の追加は、給水システムの確立によって既往ダムの予備放流の後の無降雨による渇水の解消対策にも効果があるというように考えております。つまり、渇水リスクというのは、雨が降らないから渇水になるということですが、雨が降らなくても水不足になるということもあり得るわけなのです。そのところで、これも何回か前に意見を言いましたが、予備放流とか余力をより一層強化するという考え方のもとで考えていきますと、やはりこのところに、

水道システムの融通という項を入れるべきだ。その説明文としては、渇水リスク及び危機管理に対処するだけでなく、ここところが文章がおかしいので、私の訂正的なことを少しメモしてきたのを読み上げますが、渇水リスク及び危機管理に対処するだけでなく、

水源余力の増強と既存ダム予備放流の拡大のため、各水道事業間での通常の配水区をまたがる上水の給水システムを確立することを検討するというような文章にしたらどうかと考えております。

2の県のまとめのところ、位置づけられていないが、長期的な色々な方針で考えられる事項は、今のところこの文章でいいのではないかとということで、特に1の部分について幾つか考えたことを述べました。

松本委員長 意見書としては、中川委員からもこの件に関して出ていますが、いかがですか。

中川委員 私は、何遍も申し上げてきておりましたように、1月に出していただいた原案に記載されている以上に、原案に記載されていない、位置付けていないものの継続検討というのを取り立てて書く必要性を感じていませんということで、5章にしる、後書き、今日は付記で出てきておりますが、これを書くべきではないという意見でございます。その意見を改めて今日申し上げる気は全くございません。意見の中身については、それを明確にするために、今日資料の綴じ方が事務上間違いましたということで、資料3-1に入れていただいておりますが、資料3-1の28ページから私の少数意見、この前の運営委員会で少数意見ということでございましたので、少数意見の中身については、28ページから32ページまでのところで書かせていただいておりますので、中身について申し上げることは致しません。

今日の最終のスケジュールの中で、県の方から県の案ということで、付記というものをお出しいただいております。それについての意見照会がございましたので、それについての私の意見は、資料3-1の16ページでまとめて書かせていただいております。そこにも書いてありますように、日曜日にこれを送っていただいたのですが、そこから若干修正はされておりますが、今日拝見したところ、大きく骨格が変わっているというようには認識しませんでしたので、今日の資料として出していただいている県のご提案で、基本的に結構かと思っております。結構というのは、積極的に了承しているということでは決してございませんが、私がそのように考える理由を10点、そこに根拠として挙げております。

先程来からご意見で、さらなる修文をとということでご意見が出ているかと思いますが、それに対して1つずつ私がどのように思うかというのは、1から10まで書いている、まあ10番は皆様のご意見の反映ということですので、1から9までで合致するかどうかというのが私自身の判断基準ということになるかと思っておりますので、個々皆様のご意見について、

何か意見を申し上げるといことは割愛させていただきたいと思います。

ついでなので、1点だけ確認をさせていただきたいのですが、今日の資料3 - 4の81ページ、82ページで本日付記をご提案いただいています、私の聞き漏らしだとは思いますが、82ページの項番2のところ考え方を整理していただいたご説明を冒頭杉浦副課長からいただいたのですが、82ページの2番で1から4まで項目を挙げていただいています、この選択基準は何でございましたでしょうか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 選択基準は、本計画に位置づけていない、河川整備計画作成過程で検討し、ということで、河川整備計画策定過程で検討した項目で、かつ将来の目標達成に向けて検討が必要だと現時点で考える項目です。まず、今回検討した項目の中に、が入っているというのは、整備計画の本文の中に書いてある通りです。また、武庫川上流浄化センターといいますのは、本文の中には実際に実施するということを書いておりますが、もっと広げられないかという検討をしておりましたので、そういう点で作成過程で検討した項目ということです。

についても、ネック部の河床掘削をするにあたり検討してまいりましたので、そういう意味で作成過程で検討したということで、作成過程で検討した対策の4項目ということでございます。

中川委員 基準は明確に理解いたしました。としましたら、先程畑委員からご意見があった点と関連する、あるいは川谷委員からご指摘があった点と関連するというか、私自身も共感しているのですが、2番というものは、記載において一定の優先順位を示すものではないということをはっきりさせておく必要があるかと思えます。今確認させていただいた中で、作成過程で検討したものが4つ入っているということでしたが、例えば今日中身の説明は割愛しますということで申し上げましたが、28ページ以降、私がなぜここに書くということに反対をしてきたのかという理由の中の1つに、まさしく優先順位の問題があったわけでございます。端的に一言で言えば、もし財源と人に余力があるのであれば、優先して検討すべきは千苅ダムではなくて、例えば30ページにもはっきり書きましたが、下流築堤区間の超過洪水対策、今回でききれなかったことにこそ人とお金をつぎ込んでいくことではないのですかというのが私自身の論理でございます。

あるいは、先程畑委員の方からご意見がございましたのは、超過洪水対策とリンクした形での流域対策というものを優先して考えるべきなのではないかということで、これも同じく優先順位のお話なのかなと共感しながら聞いておりました。そのように考えますと、

これは修文として必要なかどうかというのは最終的にまとめられる県の方で考えていただくことになるのかなと思うのですが、やはりここに記載されていることの有無、記載されているということが一定の重みを持つと理解されるので、先程来出ているようなご意見になろうかと思えます。

ですので、そのあたりをどのように誤解なくこのテキストをまとめていくのかという点においては、先程具体の修文が川谷委員からもございましたが、それにもう 1 つつけ加えるならば、記載の有無、そしてこの順序は次の整備計画の検討についての一定の優先順位を定めたものではないのだということは、誤解なく伝える必要があるのではないかというのがこれを仕上げていくための意見です。私自身の意見は別のところにありますので、それは出させていただいた通りでございます。

とりあえず今はそれだけです。

松本委員長 意見書として出されているのは、この 5 人の方ですが、それ以外に本日この件に関してご発言のある方の意見を求めます。

奥西委員 私は、今回の県当局自身による修文でかなりよくなったと見ましたので、意見書を出していないのですが、当初私は、第 4 章の第 4 節というのを新設して今後検討すべきことを書く、それに伴って 4 章の 1 節ないし 3 節に書いてあることで重複することは 4 節に含めて、1 節ないし 3 節には書かないということを提案していたのですが、その後第 5 章新設という意見が出て、それに乗りかえる形にしたわけですが、皆さんご承知の通り意見が百出して、結局一種の妥協案として付記という形で県から提案されたという具合に理解しておりまして、私も、妥協案として、100% 賛成ではないが、妥協できるところは賛成しようという立場であります。

先程意見が出た中で、意見を聞いて、なるほどその通りであると思う点もありますが、重複は避けます。

法西委員 資料 3 - 4、81 ページの流域対策には防災調節池の施設指導強化、水田貯留の課題解決、82 ページの 2 の では、武庫川上流浄化センター用地の新規遊水地の整備拡大ということを書いています。それ以外に、その他の遊水地として、新たな遊水地の検討はされるのでしょうかということが私の質問であり、つけ加えておいて欲しいことです。

三田では、畑先生のおっしゃったように色々氾濫区域がありますので、そこを活用するというような新たな検討とかも含めるのでしょうか。それとも、もうそんなことは要らないと県の方ではおっしゃるのでしょうか。それを確かめたいと思っています。

松本委員長 今のご意見は、先程から出ている中で重なっているご意見なので、その他の遊水地も書くべきではないかというご意見があったということで、今日は一つ一つのことを県との間でやりとりするのは難しいかと思えますから、そういうご意見として後からまた集約します。

法西委員 運営委員会ででしょうか。

松本委員長 どうするかは後からまた考えますが、一つ一つのやりとりは少しご勘弁願いたいと思います。

池淵委員 検討事項の扱い、位置づけということで、私は基本的には、付記ということで本文につけ加えて書き込むという扱いと理解いたしましたので、付記という形でいいのではないかと。資料編とかそういうあれではなしに、先程プレッシャーとか重みというお話もございましたが、この検討事項を挙げるだけではなしに、継続検討をきちんとするのだという担保をする位置づけからしたら、やはりこういう形で描いて配置するというのと、大きく2つ、1と2とした内容につきましても、従前もやもやとしていたのですが、少し理解の幅が明確になってきたので、こういう形の取り上げ方は基本的には了解できる内容ではないかなと思っております。

担保するという意味合いにおいて、私は、少し言い過ぎかもわかりませんが、先程のフォローアップ委員会とか、そういうところでも、この20年間にわたって次期整備計画の準備に向けてというだけではなしに、前々から言っておりますが、内容とか検討によっては否定するものもあるでしょうし、あるいはその間に取り込む可能性も出てくるやに期待しております。そういった意味合いで、こういった項目を引き続き検討していくという担保と、検討の内容、進捗を何らかの形で報告なり、仮にそういった形のものがあれば、フォローアップ委員会なんかもその1つの担保材料として描ける内容かなと思っておりますので、この扱いとしては、付記という形で、そういう重みの位置づけであるということで理解をしているところでございます。

佐々木委員 初めに意見を述べましたが、村岡委員等のお話を聞いておまして、私、前半の方は、本当は本文にあった方がということで、繰り返しということをお話ししたのですが、こういうような形で、もう少し中身を精査して考えていくのであれば、1と2があってもいいのではないかとこのように訂正させていただきます。

それから、81ページ、付記の横に括弧書きで検討事項というのを書き入れていただいていることに今まで気がつきませんで、こういう重みのある付記であるのであれば、今池淵

委員が担保という言葉をお使いになりましたが、譲歩してもいいかなと、今ふと思いました。

松本委員長 大分時間がたって、少し休憩を入れたいのですが、これまでの議論を整理して、最終的にこれについてどうするかということは休憩後冒頭に行いたいと思います。

今意見書をお出しになっている5人の方と、あと何人かの方からご意見をいただきました。まだかなり齟齬があるのですが、今日これを一つ一つ議論をしていると夜遅くまで続いてしまいそうな気がしますので、基本的なところだけを今日は押さえて、あと細部にわたるところを、その方針に沿って運営委員会あるいは県との間で調整を図るという方向はどうかというご提案であります。といいますのは、今日意見書をお出しいただいた方々も、意見書の日付をご覧になったらわかりますように、昨日、あるいは一昨日というところがほとんどでございます。実は、9日に県から付記という形での提案がありまして、いわば本文に入れる初めての県からの提案でした。その中身については、長時間議論になりまして、かなり大きく修正をされて、それが本日の提案になっております。この提案に対しての意見が、先程の5人の方の意見書であり、今日ご発言いただいたご意見なのです。時間的には、この意見書等については、県の方ではそれを精査してどう対応するかということについてはまだ済んでいないと理解をしております。したがって、そのまま今個別の内容をやりとりしていても、時間を食うばかりだろうということが1点であります。

もう1つは、この継続検討課題につきましては、中川委員からこれまで何回かの委員会でのご発言、あるいは本日の意見書で本文に残すべきでないというご意見はありますが、全体としては何らかの形で本文に記載すべきであるということが圧倒的多数の意見であるということで、県の方もそういう提案になってきたという理解ができます。したがって、本文に記載をするということについては、委員会としてはそれを確認できるのではないかと。問題は、どのような内容をどのような形で記載するかということになるということで、まず第一関門は確認してはいいかどうかというのが1点目です。

それが確認できますれば、2点目は、タイトルがあります。タイトルの問題については、当初の議論にあったような5章といった章立ては、佐々木委員から最後にご発言がありましたように、表現の仕方によっては付記という形でもいい。5章というご意見も何人かありますが、付記という方向でもいいのではないかとご意見の方が、発言された方だけ聞いていれば、多いということがあります。このあたりはどうしたらいいかということは、後ほど確認だけはしておきたいなという気がします。これが2点目です。

3 点目は、県の 2 ページにわたる提案の新しい文章について、詳細な修文案が具体的に指摘されています。これについては、県の方が一つ一つ精査して再修文というのはこれからの作業だと思っていますから、今ここでやりとりをすることはやめた方がいいのではないかと思います。例えば、先程法西委員からあった、ため池はぜひどこかに入れるべきだということは委員からかなりたくさん出ておりますが、検討課題ですから、一つ一つこの場で議論をするのは不都合ではないかという気もしますので、個々の具体的な加筆、修文については、この後これを受けて県がどう対応するか、それに対して委員会としてどう判断するかというのは運営委員会にゆだねてもいいのではないかというのが 3 つ目の提案であります。修文の内容についても、同じような内容をどういう形に入れるかということについて、異なる意見もございますから、そういうことも含めてどういうように修文していったらいいのか、あるいは加筆していったらいいのかという具体のところは、これから県の方にも検討いただいて、運営委員会で最終的に詰めるというようなことはいかがかというのが 3 点目であります。

4 点目は、今日ご指摘、あるいは文書でもお出しいただきましたように、どのような検討をするのかという検討の中身について、色々なご提案がございますが、この検討の中身を詳しく本文に入れるというのは、各委員のご意見からも必ずしもそうではないのではないかと。本文はできるだけシンプルに入れるべきだろうというところが大方の意見のように理解します。しかし、どんな検討をするのかということで、この辺は留意してもらわなければいけないのではないかとのご意見もあります。このご意見を委員会の合意事項としてまとめるには時間的な余裕は多分ないと思いますが、検討ですから、先程池淵委員のご発言にありましたように、検討はしたが、結果として否定する場合もあれば、具体的に入れようということになるかもわからない。これは検討結果ですから、こういう点について検討すべきではないかという各委員からの提案は、委員会として合意した提案でなくても、各委員からの提案として資料編に残していくことは可能ではないかということでもあります。そういうように残していくのだったら、今日の文書は、どちらかと言えば今日の審議のための意見書ですから、それにふさわしいような、こういうようなことを検討すべきだという各委員からのご意見を、当初各委員の意見を列挙するというようなご提案もございましたが、資料編に収録していくことで本委員会の議論でそこを詰めるということはクリアしたらどうかという提案が 4 点目であります。

この辺を休憩後にご確認いただいて、もしそういう方向で対応することでいいのだった

ら、そのようにしていきたい。なお議論が必要であるならば、その必要なことについてご意見をいただくということで、この件について取りまとめを進めたい。そういうことを宿題としておいて、10 分間休憩したいと思います。

(休 憩)

松本委員長 再開します。

休憩前に、継続検討課題の取り扱いについて 4 点申し上げましたが、これについて少しご意見をいただきたいと思います。これはこの取り扱いの進め方でありますので、まずそれを確認したいと思います。

土居武庫川企画調整課長 委員長から 4 点ほどご提案がありまして、ご審議をいただいたらいいと思うのですが、その中で、3 点目の修文に関して、私どもが今日出させていただいた改訂版の付記について補足説明をさせていただきます。

先週の運営委員会の際に、付記についてのご提案をさせていただいて、かなりの時間議論をさせていただきまして、私どもも再度持ち帰って検討させていただき、今回出させていただきました。検討して修正したものを含めて、委員の皆様方に送らせていただいて、そのときに色々と意見書をいただいて、それを踏まえた上で、私どもでこれはこう修正したらいいとか、これはこのままでいこうというような吟味をいたしまして、今回の付記という形でまとめてきております。

答申の原案は、後でご議論されることになると思いますが、今まで 450 ほどの修正箇所のご意見がございまして、それに 6 割ぐらい修正するという形でお答えさせていただいています。それについては、当然のことながら河川管理者の責任において修正してきている。したがって、この検討事項、付記につきましても、今回お出しさせていただきましたのは、検討事項として記載する内容、記述等も含めまして、この範囲だったら責任を持っていけるだろうということで検討した結果、まとめさせていただいているものでございます。

ということを少し補足させていただきたいと思います。ただ、今日川谷委員から 2 番目のところで優先順位のことのご意見がございましたが、この点につきましては、私どもも検討をするべきこともあるかなということで、この点については文章の修正を検討させていただきたいと思っています。

少し補足させていただきました。

松本委員長 確認ですが、私が先程申し上げたのは、9 日の運営委員会に出されたこと

について、色々な議論があって、修正されて、今日のものをつくられた。あれは日曜日に委員に送られて、それについて意見を 14 日までにお出し下さいという話であったのです。そうすると、今の課長の説明は、今日各委員から出されたご意見、あるいは意見書を全部受けて検討した上で、今日出ている分だということですか。それは日曜日に送られたものと大分変わっているのでしょうか。日曜日のものと全く変わっていないが、それ以降に出された意見は全て却下という形で今日の案が出ているのですか、どちらですか。

土居武庫川企画調整課長 全て却下ということではなくて、意見をいただいた分について、我々の方として咀嚼して、修正可能なものについては直して、今回お出ししているということでございます。

松本委員長 そうすると、今日具体の修正案、あるいは加筆案が出ているが、これは既に検討済みだから、これからはなお再検討できませんということなのですか。だったら、今この場で、それを入れるか入れないかということの議論をしなければいけないのですよ。委員から指摘されていますから。もちろん、県との間だけではなくて、委員相互の間でも意見がありますが、細かい修正だけではなくて、何を入れるかということ、あるいはどういう表現をするかというところで意味合いが違って来る。私が申し上げたのは、今日の意見を受けて、もう一度検討することがあるという前提なのですが、もう検討できませんということだったら、取り扱いについては話が違ってきます。今休んでおられる委員からも伝言がありましたが、この修正については、できれば公開の場で議論すべきだというご意見もいただいています。ただ、今からその議論に入っていいかどうかということで、私は躊躇しているから申し上げるのです。

各委員のご意見も一緒に伺いたいと思います。具体の修正案を出された各委員は、それは再検討すべきであるということをおっしゃられたのですが、今の県の説明でいいかどうかということのご判断です。

川谷委員 休憩前に委員長が宿題として出されたことに関して、今話題になっていることにもかかわると思いますが、項目をどうするかということで、私の理解では、それぞれ丸印でかかっているものを項目と言われているのかなと理解していますが、それで間違いないですか。

松本委員長 そうですね。項目追加の部分と文章の加筆、修正が出ていますね。

川谷委員 項目に関してですが、先程中川委員の県に対する確認であったように、ここで挙げられている項目は、河川整備計画の作成過程で検討したものを取り上げての項目で

すから、私はその範疇での項目を取り上げるべきだと思っています。幾つか追加的な項目の提案がありましたが、それらは基本方針の中に取り上げられていない話題ではなくて、それらも同じ重みでやっていくということは、基本方針の中には取り上げられているわけです。たまたま今回の整備計画の中でその項目が取り上げられなかったということなので、整備計画の中での付記としては、先程の範疇の項目をここに挙げることで私は目的を果たしていると思いますし、それで十分だと思っています。

その上で、幾つかの検討項目の提案があって、それを資料編として入れられるのならば、それは提案された各委員の見識の問題であって、その意味ではきちんと委員名もつけて、その見識の問題として資料編に入れられるのは1つかとは思いますが。そうでないと、ここに付記として入れるとすれば、その内容の精粗についても当然議論しないといけなから、各委員の提案は資料編に回していただくことを提案します。

村岡委員 先程の土居課長の発言を聞いて、びっくりしました。付記について説明された杉浦副課長の説明の前にもそういったことを言われなくて、突然この説明に入られたと思います。さらに、その説明の後、委員長の誘導で、これに関する意見をみんなから言ってくれという段階でも何も言われなかった。

ということで、私としては、これが我々の意見を十分踏まえてでき上がったものだから、これ以上文句を言うなという形ででき上がっているというとらえ方をされていることに対して、非常に違和感を感じます。この付記の我々のメールによる書面の提案について、一方的にこうであるという言い方をされたことについて、我々はその点で別の意見があるという意味合いで、さっきから何人かの委員も意見を言われたと思うのです。だから、川谷委員が言われるように、もしそういうことを理解していただければ、やっぱりこれを討議する時間をとらざるを得ないですね。一方的に我々が受け入れるというわけにいかないですから。その辺の判断をしていただきたいと思います。

佐々木委員 結構たくさん意見書を書いたのですが、今日県から出されてきたものは、確かに修文して反映していただいていた部分も何カ所か、私の書いていたところにもあったのですが、村岡委員なんかは、ため池と、先程から出ていた遊水地については、流域対策の前半に入れたらいいのではないかという意見で修文をつくられておりますが、そういったことに対する議論も何もなしに、こういう形というのでは少し困りますので、これは運営委員会等でもう一度精査していただきたいと思います。

川谷委員 今佐々木委員の言われたことと私の趣旨が違うので、もう一度確認しておき

ますが、項目として整理するのは、今県が、基準として計画作成過程で検討したものの項目として挙げたと言われたので、私はそれで結構ですと言ったので、そのような内容も含めての検討は運営委員会で検討する事項ではないと思います。

ここで、どういう基準でこの項目を挙げるかは確認しておいて、外れたような項目をどうするかということも、例えば、先程言いましたように、資料編のところに各委員の責任として取り上げるということも1つの方法だろうということで、そのやり方としてはこの場で決めておいていただいて、運営委員会の中でそのことまで検討したいという話にはならないと思っています。

松本委員長 一から整理しますと、本文に継続検討事項を記載するという点については異議はないという前提で話をしていると思うのです。それが1つです。タイトルは少しおきまして、具体の加筆、修文の中身が2つあります。1つは、この項目を入れるべきではないかという意見、要するに項目の加減によって加筆が必要であるという意見をどう扱うかということが1点。それから、項目として挙げられている表現のところを修正すべきではないかというご意見、2つあるのです。

今川谷委員から指摘されているのは、項目のことだと思うのですが、項目については、それを運営委員会にゆだねても議論がつかない可能性もありますが、項目として、今日出ている意見書で言えば、項目追加というのは、畑委員から出された2の で水田貯留についての項目追加が1点ありました。あと、ため池というのがありました。そのあたりを独立した形の項目にするのか、あるいは現在ある項目の中で処理するのかという2つの方法があると思うのですが、その辺も含めて、項目のことだけは議論しておかなければいけないと思いますので、それはお出し下さい。

それから、川谷委員からもご提案がありましたが、私が4番目に申し上げた、こういうことを検討すべきであるということは、各委員の責任で提案してある。そういう提案があったということをきちんと資料編で記録として残すのだという形での処理のやり方、これの可否についてご意見を出してもらったらと思うのです。

修文の話は、細かいところをここで一つ一つやるのは不可能に近いと私は思っています。そういう意味ではもう一度検討をいただいて、無理なら無理で、そこのところでもう一度調整をするしかないのではないですか。修文というのは、先程奥西委員が、県も妥協したが、我々も妥協できる範囲は妥協すべきだとおっしゃったので、どこかで落ちつくところに落ちつくのではないかと私は見えています。

畑委員 項目追加ということによっておりますが、その件につきまして、82 ページの 4 番というのが出てきておまして、これについては何人かの委員もお示しのように、私もああいう前提条件のもとで検討されることについては、入れるべきではないと考えております。資料編においても、従来の前提のもとに検討しようとしておられるようで、そういうことであれば、5 番目として、これに対応できるような貯留容量の可能性のある地域として、私がお書いておられます 17 ページ、超過洪水に対応する地区貯留の検討というようなタイトルで、検討項目を追加すべきではないか。これは委員会でも色々議論された内容でありますし、そういうことが可能ではないかと思っています。

といいますのは、水田地帯の現在の圃場整備等で排水条件を計画としてなされているのは、通常 10 年に 1 度の洪水を対象にして排水路が設計されているわけです。それ以上の雨に対しては、下流に全部をはき出すことはできないというような条件ですから、超過洪水的な 100 年とかそういうような規模の豪雨に対しては地域全体に水がかなりたまってくる。同様に、そういう低地帯については、そういう役割といいますか、結果的に湛水を起こしてしまいますので、そのことをきちんと計算条件の中に入れておかなければ、全部はき出されるということで計画洪水が設計されているのに対して、実際には超過洪水に対しては、どうしても氾濫が起こってしまう。その結果、下流への流量がどれだけ減ってくるのか。そこを明確にとらえておかないと、安易にダムを検討とかいうようなことが起こってくる危険がある。

そういう意味もありまして、地域としての超過洪水時の氾濫条件については、今期の河川整備の間にも定量的に評価しておくべきではないかということがあります。

とりあえず以上です。

法西委員 ここに出ていないのは、ため池が出ていないのですが、ため池の整備も流域対策としては必要である。もちろん、資料編にたくさんそういうことが書いてあるのだったらいいますが、私少しわかりません。

それから、武庫川上流浄化センター敷地内での新規遊水地の拡大の他に、新たな遊水地の検討も必要であると思っておりますので、もしも入れていただければよろしいし、資料編でこういうことを検討しているという項目があれば、それで結構だと私は思います。

岡田委員 まず、付記(検討事項)という名称ですが、私は、前に意見書の中で第 5 章ということをご提案しまして、付記というのは少しそぐわないのではないかという意見を言ったと思います。しかし、整備計画という法定文書の中でこの項目が位置づけられるので

あれば、名前のことについては、それほど拘泥はしません。

それから、先程法西委員が言われましたが、遊水地のことについても、前回の運営委員会かいつか言いましたが、遊水地は可能なところはもっと増やすべきである。武庫川上流浄化センターは、県も県有地を転用してやる計画であるということを明言しておられますので、それはそれでいいのですが、さらに遊水地は十分に検討し、もっと採択すべきであるというように考えております。

それから、資料 3 - 1 につけてある私の意見書については、既に資料 3 - 2 で県の方から全部ご回答をいただいておりますので、それについて特に異論を申し上げるつもりはありません。ただ 1 つだけ、正常流量の問題については、私の意見書の中で多少取り違えたところもございましたが、実際に河川砂防技術基準の中に書いてある正常流量の定義、あるいはそれに先立つ維持流量の問題については、私は多少疑問を持っております。現在、地球温暖化等で河川の水温も上昇しておりますし、正常流量といっても低い方の流量になりますから、もっと高い流量を検討すべきではないかと思っております。県の方は、技術基準にそう書いてありますから、それを遵守しておられるのはよくわかるのですが、その定義自身を今後問題にすべきではないかと考えております。

松本委員長 項目に関してもう一遍チェックしましたら、畑委員が指摘されている超過洪水に対応する地区貯留という形で水田等のことを入れるべきだということが 1 つと、先程から出ているその他遊水地やため池の話、もう 1 つは、村岡委員からの水融通に関する事、この 3 つが項目として挙げられているかと思えます。既存の項目の枠の中で付加していくことも可能、そういう意味では修文で可能な面もあろうかと思えますが、内容そのものを入れることに対する異論もあろうかと思えます。そのあたり、ご意見があれば出して下さい。

川谷委員 申し上げている内容は全く同じなのですが、水田のことについても、遊水地のことについても、基本方針の中で、それぞれ 1 つの対策として取り上げられていて、ただ今回の整備計画の中ではその項目は取り上げられていない。その意味では、全くあらわれていない話題です。それをそれぞれの委員が、ある意味で選択肢的に、ここに書いてあるから、あたかも優先順位があるように受け取って、ここに入れておくべきだという議論は私はすべきでないと思っております。

何度も申し上げたように、既存ダムにせよ、その他の対策にせよ、それ 1 つを検討して、ある答えが出たからといって、他の対策と比較しないで、それを選択するという事はあ

り得ない話ですから、基本方針の中に挙げられている幾つかの検討項目は、実際に選択しようと思ったら、当然並行的に検討されていくことになります。ですから、それがそこに書いてあるとか書いていないとかいう問題でなくて、これは必ずやらないといけない話になります。この整備計画を作成するにあたって、こんなことも検討したらどうだと具体的に上がってきた項目だけをここに付記として書いておこうというのが本来の趣旨だと思いますから、私はこれ以上の項目の追加は必要ないと思っています。

佐々木委員 今川谷委員のおっしゃった意見と少し違うのですが、畑委員がおっしゃったところは今も大雨のたびに自然に湛水しているところで、私が申し上げた新たな遊水地というのは、伊藤委員から得た情報で、有馬川合流点付近に堤防に切り欠きがあって、越流堤的になっているようなところがある。水田地帯、一部は畑になっているみたいですが、現状として水がたまってしまうというところ、遊水地化しているところを、今後 20 年間何もせずにそのままほうっておくということではいけないというように考えて、今の現状を考えますと、20 年間でそのあたりは継続して何らかの調査検討をしていただきたいという思いで、今日の意見書で、追加分として遊水地とため池。村岡委員は、そのあたりは前半の流域対策のところ盛り込むという案でお出しになっておられましたが、そういう考え方もあるのだなというように思ったのですが、遊水地の方については、2 番の今ある 4 つのところ挿入して考えていただきたいと思います。

中川委員 先程休憩の前に委員長の方から投げかけられました点で、今何人かの方から出ていました意見も含めて、私の意見を改めてもう一度申し上げます。

1 点目、本文の記載とするのかどうかの確認ということでの投げかけがあったかと思いますが、何遍も申し上げておりますように、何を書くかというのは具体的な内容とセットでしか議論されるものではないと思っています。継続検討ということであるならば、それは本来どのように書くべきかという私自身の提案は、本日の資料 3 - 1 の 30 ページに具体的に書かせていただきました。その内容は、先程川谷委員がおっしゃられたことと全く同じでございます。どこかの時点でしかるべきジャッジを全ての選択肢についてきちっとやるべきだというのが私のプロセスの考え方でございます。さらにその中には、今回やっていくことで新しい評価軸が入っていくであろうから、それも含めた上で未来の時点で評価すべきだ。

そのようなプロセス自体を 20 年かけてしっかり構築していった上で 20 年後にジャッジすべきだ。もし書くのであるならば、そのような考え方だというのが私の根本的な考え方

で、それを少数意見書として書かせていただいています。具体的には 30 ページです。

そのようなことも踏まえまして、今日県の方から最終の委員会のタイミングで出している付記に書かれているテキストの内容を前提として、この文章として整備計画として仕上げていくことを了解いたします。これがまず 1 点目です。

2 点目の具体の項目をどうするのかという点でございますが、これは実はこの付記のところに何をどのように書くのか、まとめ方の基本的な考え方をどうするのかということに強く依存していると私は理解しております。ですので、個々の項目がどうこうという議論ではなくて、少なくともこの委員会の性格からいって、公開の場で、つまり本日この場でしっかりと確認をして決めておかなければいけないことは、このような考え方にのっとって整理をすることを了とするかどうかということの確認をしっかりとっておくことだと思います。議事録の残らない運営委員会の席上で、それは個別の修文だからということで持ち込んで議論すべき性質のものでは決してないと私自身は考えております。

その上で、本日県の方が整理して提案してこられました 1 項と 2 項、計画実施のために必要な検討それが 1 番、2 番目の位置づけていないが、長期的な河川整備基本方針の目標達成に向けて検討が必要と現時点で考えられる事項として 4 項目、作成過程で検討して、現時点で検討が必要と考えられる事項という項目で私は十分だと考えております。これ以上記載をするべきものではないと思っております。

最後の点、それでもなお残されるこういう項目をという、それはある意味でそれぞれの委員さんの思いのこもったご提案なのだろうと思っておりますが、そのようなものを委員会としてどのように処理するかという次善の委員長のご提案だと私は理解したのですが、資料編で記載してはどうかというのは、実は各委員の意見として記載するというのは当初から県が提案していた案でございます。ある意味そこへ戻っていくということかと思っておりますので、方法論としてはあり得るのかなというように思います。ただ、少なくとも委員会としての合意ではないことははっきりさせておく必要があると思っております。

松本委員長 大分詰まってきたような感じがするのですが、項目に関して言えば、遊水地やため池というのは、村岡委員は、既存の項目の中で付加して処理できるのではないかという意見、ただし、その項目の付加が県の方で受け入れられるかどうかは別の話ですが。そういう意味で、必ずしも項目追加にならないのではないかという意見が出ています。

そうすると、項目のところでは、畑委員のご提案になっていることと村岡委員の水融通

というこの 2 つだけになりますが、このあたりをどう処理するかということ、それから、中川委員の最後 3 つ目、私の提案で 4 つ目の、この中に修文等を含めて記載できなかったものは、委員個人の提案として資料編に記載するということは、当初の県の案でもあるから、それはそれでいいのではないかという考え方ができるかと思いますが、このあたり、ご意見を出して下さい。

杉浦武庫川企画調整課副課長 先程川谷委員から、基本方針の中で、その位置づけが十分記載されているのではないかというお話がございましたので、実際にその部分を見ていただければと思います。

最初に見ていただきますのは、基本方針の本文でございます。平成 21 年 3 月、流域委員会の合意を得まして既に策定しております。8 ページ、画面に出ておりますが、見づらいと思いますので、読み上げます。

水田の持つ多面的機能についても、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携のもと、保全、向上が図られるよう努める。また、水田の貯留については、これが畑委員のおっしゃられている貯留の関係かと思いますが、稲刈り前や中干しの時期を除き流出抑制効果が期待できることから、各戸貯留等と同様に付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくと書いております。

あわせて、基本方針を作成しましたときに治水に関する資料というものを作成しております。この中でさらに詳しく記載しております。

基本方針治水に関する資料の 11 ページ、先程と同様に読み上げさせていただきます。

水田については、現状からさらに雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈り前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。このため、圃場整備が行われた水田を対象に、堰板構造の検討、水田貯留についての農業従事者との意見交換等を始めており、モデル地区を設定し実施するとともに、流域全体への取り組みを拡大させていくこととしているということで、水田の貯留については決してやらないというわけではなくて、基本方針の中でやると書いていて、なおかつ整備計画の中でも、流出抑制効果を高めるような堰板の設置をモデル事業として既に実施している状況でございます。

ですので、畑委員がおっしゃられている水田貯留については、一定のやるという方向性は基本方針に記載されているのではないかと考えております。

畑委員 ここで挙げさせていただこうとしているのは、個々の水田での貯留の問題では

なくて、地区としての氾濫の要素をどうのように考えるのか、その量的な点を検討しておかなければ、今後の第 2 次の整備目標を達成する上で、600m³ / s 余りの新たな施設で対応していかないといけないという目標があります。その目標流量を考える上では、氾濫させないというのが条件なのかもしれませんが、今回の整備については、前回中川委員と県とでそういう議論と申しますか、意見交換がありましたように、県も新たな意気込みで対応していかうとされている。そういう中で、600m³ / s 余りの流量を捻出することがどうしても必要ならば、県としては恐らく新規ダムへの期待というのが非常に大きいのかと想像したりしておりますが、ここで既存施設の転用と申しますか、そういう提案が並んであるわけですが、これも難しい問題が多々あるということ、別の可能性をきちんと検討しておかなければ、いずれ 4 番というのがクローズアップされてくる可能性がある。

そういうことで、 の記述を検討要素として加えておかないと、中川委員がおっしゃるような新しい河川整備の歴史的な転換にもつながっていかないのではないかと申すことで挙げさせていただいております。ですから、レベルが全然違いまして、個々の水田貯留の問題ではないということをご理解いただきたいと思っております。

杉浦武庫川企画調整課副課長 畑委員に誤解があるのではないかと申すので、意見を述べさせていただきます。

まず、私どもが申し上げたのは、あふれるということも意識して、それに備えるような減災対策をとる必要がある。つまり、あふれることの備えをする必要があるということ、明らかに書かせていただいたわけでございます。という意味で、減災対策は重要だという趣旨で書いております。もちろん、河川対策をするときでも、洪水は計画範囲におさまるわけではないので、それを超えるということも念頭に置かなければならないということも申しているわけでございます。

畑委員がおっしゃっているのは、異常洪水が発生したときに、逃げれるとか避難するとか、そういう備えをしておくという話ではなくて、上流であふれることを許容して、そのことを流量として見込んで計画を立てるべきだと、そういう趣旨でしょうか。

畑委員 許容ではなくて、結果的にそういうことが起こってしまう。常に計画通りの豪雨が来るわけではありませんから、それを超えた場合です。

杉浦武庫川企画調整課副課長 畑委員がおっしゃっているのは、見込んでおくということをおっしゃっているのかと思うのですが、計算上氾濫する分を見込もうが見込むまいが、自然現象として、下流の安全性は今と何も変わっていないわけです。上流であふれること

を計算上見込んだとしても、実際に下流の安全性が上がるわけではないのです。さらに、下流の流量を減らすために上流で何をすることになるのかということ、今よりもあふれるようにしなければ、下流への流量が減らないのです。畑委員がおっしゃっている理屈でいきますと、現在の状況よりももっとたまるようにしろというような理屈になってしまうのです。

今回の整備計画の議論の中で、中川委員からあふれる治水の話が確かにございました。中川委員の意見書の中では、私どもの理解ですが、上流であふれるという事実が確かにあって、それを見込むということは将来的にはあるかもしれないが、例えば先程具体の地名を挙げられてしまいましたが、その上流の地域の方がその話をお聞きになられて、納得できる現状に今あるかどうかというのが最大のポイントになります。そのことを考慮すると、中川委員が当時おっしゃったことを思い出すと、現実的には今の段階ではそれは難しいだろう。そのことを上流の方に向かって話をするということは恐らく難しいだろうという結果だったのだと理解しております。

また、基金とかで処理してはどうだという議論ももちろんあるわけですし、畑委員からも冒頭に補償のお話があったかと思いますが、上流の方が洪水のときに田んぼに水があふれて、稲とはいえ、やはり困られている現実があるわけです。そういったことについて、稲だからあふれてもいいのではないかみたいな、それも金銭で補償すればいいのではないかというような状況には今のところなっていないと思うのです。それは金銭問題だけではなくて、上流で生活の糧としている営農ということに対してどのようにつき合っていくか、どのように対処するのだという根本的なことから考えていかなければならない課題だと思っております。

そういうことをお答えさせていただいて了解をいただいたのが、今までの中川委員とのやりとりでございました。ですので、畑委員が中川委員のおっしゃられていることを実現するためにということは一理解はするのですが、今回の整備計画の議論の中では、そのような議論があって結論を得ているかという理解をしております。

畑委員 私途中長く出ておりませんので、詳しくフォローしておりませんが、まず誤解がありますのは、上流で氾濫を許容するというようなことは決してありませんで、あくまでも結果としてそういうことが起こるという話であります。その点を計画洪水量の算定の中できちんと見込んでおればよろしいのですが、あの計算は水田地域での実際に起こる氾濫は計算されていなかったと思います。その点を今後評価しておかなければ、残っている

600m³ / s 余りの流量を達成できるか否かという問題につながっていくことだということです。

少しまとまりませんので、とりあえずそういうことで、私の意見とさせていただきます。

松本委員長 関連してありますか。

奥西委員 横から余計なことで割り込むかもしれませんが、1つは、これまで以上にあふれさせるという議論はなかったと思います。それから、超過洪水のときに、上流だけがあふれるような議論をされましたが、それは極めて特殊なケースだけを言われたので、一般論ではないと思います。一般的には、超過洪水のときには、上流もあふれ、支流もあふれ、下流もあふれるということ觉悟しないといけないと思います。

畑委員 1点だけ、先程場所を言ってしまったから云々という氾濫についてのお話がありました。この点は、県の方で各場所の氾濫予測について公開されているところですので、これは既知の問題というように理解させていただいております。

松本委員長 一つ一つのことを具体的に詰めていくには、時間的な点で困難があるのですが、個別の修文意見も含めて、そのところは少し調整をすれば、何とか妥協点として納得できるのではないかといいものも幾つかあるようです。例えば、村岡委員が出されている中で、ため池や新しい遊水地のことを言葉として1のところに付加することによってクリアするのではないかといいものもあろうかと思っております。その辺が県として受け入れられるかどうかというところはやらなければいけません。今ここでそれをやりとりしているには時間的に厳しいかなという気がしますが。

もう1つの考え方としては、私が4番目で提案しました、詳細にわたることについては、委員会全体としての合意形成をするにはかなり時間がかかりますが、そういうことを具体的に提案されている方はそれなりの見識と知識をもって提案されているのでしょうから、それぞれの項目で加筆等で補足されていることについて、委員意見として資料編にきちんと残すというようなやり方もあろうかと思っております。今の上流水田の話にしても、あるいは水融通にしても、記載されている検討課題とどこか関連しているわけですから、それを加筆する意味で、あるいは検討の内容をさらに詳細に記述して残すという意味で、各委員のご提案として、資料編に記載していくという方法もあろうかと思っております。このあたり、いかがでしょうか。

具体的にそういうことを出されている委員の意見書等から見ると、村岡委員、あるいは佐々木委員、先程からの畑委員のご意見等について、そういう方法もあろうかと思っております。

が、それはいかがですか。

佐々木委員 水融通にしても、ため池とか水田のことも、全部リンクしてくる話になると思うのです。1にも、1というのは県が出された前半ですが、リンクすれば、2の方でもリンクしていますし、本文の方でもリンクしてくる話がたくさんあると思うので、そのあたりは修文をうまく使えば、入れようと思えば入れられると思うのです。そういうとらえ方もあるのではないのでしょうか。

松本委員長 その修文について、先程からの各委員のご意見からすると、委員の間で合意形成をするにはかなり難点もあるのではないかと。時間をかければできるかどうか知りませんが、そういうわけにいかないだろう。委員の中での異論がある限りは、県の方もそうやすやすとそれに応じないだろうということを考えると、次善の策としてはそういうこともあるのではないかとのご提案です。それとも、とことんデスマッチで議論をして、へたるまでやりますかと、どちらかという提案です。

県に確認ですが、私しばしば言っているのですが、先程委員から提案があるように、1の流域対策のところに、その他遊水地やため池のことを言葉としてつけ足すということはありませんか。不可能ですか。

志茂武庫川企画調整課総合治水係 先程何人かの委員がため池のことをおっしゃっていますが、流域対策ではため池を活用して実施するというのをきちんと書いています。委員の皆さんの意見を見ますと、いかにもため池は実施しない、まだ検討課題であるような書き方になってしまうので、その辺、少し誤解があるのではないかと思います。

松本委員長 1の だから、実施する中で、さらにそれも検討対象に入れるという意味合いですから、矛盾しないのではないのですか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 今回1をどのようにして抽出したのかという過程だけご説明しておきたいと思います。

まず、整備計画原案改訂版の中から、検討すると言っている内容を全て抽出いたしました。その中で、過去に検討してきたという単語もありますから、それは削除して、あと、例えば今回流域委員会の中でも議論がありました通常の工事の設計的な検討は省いております。それを省いた中で、これこれについて検討が必要だというものを選び出しました。結果的にその選び出したものは、先進性あって、兵庫県としても事例がなく、全国的にも事例が少ないといった項目ばかりが並んだということで、事業実施に際してすごく事例が少ないことが、結果として検討するという項目で文字としてあらわれていたようです。

ですので、今委員長がおっしゃられましたため池と水田貯留は、整備計画本文の中で実施すると書いていますが、だからといって、検討する項目のところに書いたらどうだというのは、今回つくってきた抽出の考え方と合わないのです。それだけご理解下さい。

松本委員長 村岡委員、いかがですか。

村岡委員 そういう理由があるから、私の意見なんかは取り入れられないのだというような説明があれば、それなりに私も意見が言えると思うのですが、ため池についても、確かに志茂さんが言われたように書かれています。それによっていくら期待できるという数値まで上がっていると思うのですが、それで終わりというものではないということは、当然県の方の認識もあると思います。そうすると、ため池はたくさんあるのに、なぜ数値化できないか。そういったことを検討することも含めて、新たな遊水地とかため池による貯留施設の開発について検討するのだということを取り上げられるのではないかとというのが私の意見なのですが、だめですか。

田村委員 今までの議論を聞いていまして、流域対策等に関しましては、これまで色々なところで議論してきたわけですし、提案もされてきまして、それが原案として改訂されて、ある程度充実したものになっていると思います。そういう意味で言うと、今また付記で色々なことを繰り返してということではなくて、基本方針のときから入れたら 1,500 時間近くやってきているわけですから、少し前倒ししますが、委員長の答申書の案の中にもありますように、当初は県との誤解とか理解不足とか不信感で随分やり合ってきましたが、がががやっていく中で、それなりに信頼感も出てきたし、期待感も出てきたわけです。ですから、ある程度信頼して、あとはフォローアップとか、地域住民、色々な NPO 団体も含めまして、見守っていく。あるいは、積極的に武庫川づくりに向かって参加していくのだということを行っているわけですから、そこに期待していいのではないかと。

これはいくら議論しても詰まりません。ですから、結局は信頼感、お互いの連携、協働を進めるという意識しかないと思うのです。私はそちらの方に期待したいと思います。

草薙委員 色々のご意見が出ておりますが、付記のところの上から 5 行目、「長期的な観点から」というところに、主な要因の項目を入れておいたらどうですか。というのは、1 並びに 2 に挙げています項目とも、色々な解析、また実行に対しての色々な問題点を、この会議で何時間と協議された項目ばかりですから、ここへ挙げますと、全部の項目を挙げてしまわなければいけないことになります。付記としての格付が薄らぐので、例えばこれらの検討事項の中から主要項目を挙げますとこういう項目がありますよということをご

へ一言入れておいていただければいいのではないかと思います。

というのは、全て協議されている項目が上がっておりまして、新しい項目では全くございません。先程の新しく挿入するという上流の田園の貯留の問題とかため池とか、色々ありますが、これも全て同じようなことで審議されておりますので、それらを列記することは付記の意味がなくなるので、主要項目を挙げますという、少し表現がよくないかもしれませんが、そういうような形でここへ表記していただいたらどうかと思います。

最後に 1 つだけ、ぶり返すような話になるかもしれませんが、今回の項目の中で基本的に考えられているのは、戦後最大の降雨量、昭和 36 年ですか、これをベースにした基本計画のもとにずっと来ているわけです。近年、異常気象になっていきますので、これ以上降雨が増えますと、現在計画している流量よりもオーバーになる。以前からあふれるというような言葉が随分出ておりますが、実際にはあふれては困ります。特に下流地域、70 万とか 100 万人の人間が生活し、文化、産業もあります。

ここへ挙がっている代表的な項目は、本来はこの 20 年間にやるというようなことで当初リストアップされた項目なのでございます。ということは、重要な減災対策の項目です。ただ、かなりの問題点があるので、先送りされて現在に来ている。そういうことを前提にお話が出ておりまして、これは皆さん十分ご理解されていると思いますが、そういうような点で、もう一回申し上げますと、主要項目として、以下の通りというようなところで締めくくっていただければいかがでしょうかということをご提案します。

松本委員長 今の草薙委員の提案の前文のところはいかがですか。

川谷委員 「主な」とか「重要な」とかいう言葉は、これまでの議論の中で極力避けるようにしてきたことだと思います。実態として重要か主なものであったかということは別もので、文字として主なとか重要なと書くと、優先順位にかかわる言葉として受け取られかねないから、むしろ外してきたと思っておりますので、その点はもう一度確認しておきたいと思います。

土居武庫川企画調整課長 川谷委員等のお話にもつながることなのですが、私どもは、1、2 に分けて、1 は、本文に書いてある、検討するというところを入れている。そのときには、前文の 2 行目にありますように、漏れなく取り組むことが重要ということで、それらを整理して入れているということです。2 番目につきましては、河川整備計画の過程で検討が必要と現時点で考えられることということで、少し前に川谷委員からいただいた意見で、選択肢に優先順位を定めたものではないということを入れることを検討したいと思

っておりますが、主なとしますと、これを先にやるとかというような誤解にもつながってまいります。我々は、そういうつもりでこれをまとめているわけではないので、その点ご理解いただきたいと思っています。

だから、主なというのは、記載することは特に考えておりません。

松本委員長 随分時間が経過しました。先程の田村委員のご提案ではないですが、他の委員もこのところについてご発言がないというのは、積極的に県の今の案を再修文していくというご意見がないというように判断します。一部、2の前文とかで県の方でさらに検討するというようなご発言もございますので、今日の議論を踏まえた上で、いじれるところがあるかないかは、先程村岡委員からなぜそれがだめかという説明をされるままでは納得できないという話もありましたので、そのあたりはご説明をいただきながら、少しさわられるものはさわってもらうという形で、最終的なものはもう一度運営委員会に出していただくとして、基本的には今日議論してきた流れの中で、この提案でいく。しかし、今後についての各委員から出されている専門的な知識とか、あるいは検討すべき内容については、できるだけ残しておくことがいいのではないかとということで、各委員の意見として提起されていることを、詳細にわたる部分も含めて、何らかの形で資料編に残していくという取り扱いにしてはどうかという集約案をご提案します。

その際には、今日出された委員のみならず、検討するのだったらこういうところはきちんと検討すべきだということを各委員の責任のもとにご提案をされるということも含めて収録するというので取り扱ってはいかがかということです。したがいまして、委員会として個々のご意見の妥当性についてはこれ以上審議をしないということになります。

そういうようなまとめ方でいかがでしょうか。

(「異議なし、結構です」)

ご意見を出していただいた方もそれでよろしいでしょうか。

では、それで集約できたものとします。したがいまして、休憩前に申し上げた通り、本文にこのように記載するという事、そしてタイトルも県の提案のままでいくということ、あと、幾つかの修文可能なところは県にも検討していただいて、それは運営委員会で最終的な詰めを行うということ、そして、資料編に各委員の提案を記載するという4点で、この確認を終わりたいと思います。それでよろしいですね。

中川委員 異論ではなくて、確認です。今委員長が整理していただいた通りで結構でございます。

この提案でいくということでもとめていただきましたので、今日ご提案いただいた県の整理、この骨格は変えないという前提で、微細な修文が可能であれば、それは県の方で引き取って考えていただくことだということをおこの公開の場で確認させていただきたいと思っております。

松本委員長 ということ、よろしゅうございますか。

では、これで整備計画原案についての審議は全て終了しました。この結論を踏まえて、委員会としては、この 1 月に提示された原案に対する答申を、諮問した知事に対するということになります。したがって、答申書の内容をここで確認しておく必要がございますので、お手元の資料 4 として、起草して、冒頭にご説明したような経緯でもってまとめた答申書の原案を今からご提案をして、これについてのご審議をいただきたいと思っております。

答申書は、基本方針のときと同じ趣旨から、単なる答申書というよりも、さまざまな問題点、課題についても述べて、提示をしております。したがって、答申書には間違いありませんが、武庫川水系河川整備計画原案に対する意見書としてこれを提出するという取り扱いで、このような表記になっております。

目を通してもらいながら、早口になりますが、お手元の文章を読み上げて提案にかえます。

1. はじめに

武庫川流域委員会は 2010 年 1 月 26 日に開催した第 55 回流域委員会で河川管理者(兵庫県)から武庫川水系河川整備計画の原案を提示された。以降、14 回に及ぶ全体委員会と 16 回にわたる運営委員会を通じて審議を重ね、委員から提出された膨大な意見書、具体の修正・加筆要求書をもとに県と精力的に協議を重ねた。

その結果、県は原案を大幅に修正、加筆して、9 月 16 日までに 8 回にわたり修正版を更新し、同日開かれた第 68 回全体委員会に原案の改訂版を提出した。同委員会でもさらに残る論点について協議し、さらに一部の修正を加えることを確認して原案についての審議を終えた。

この整備計画の審議を終了するに当たり、修正、加筆された原案の改訂版について、原案審議の過程で確認された事項や明らかになった問題点を指摘するとともに、10 年に及んだ武庫川づくりの新しい流れを武庫川モデルとして再確認し、今後の河川行政に生かされていくことを期待して、委員会の意見書として答申書をまとめた。

それに先立ち、本答申の基本的な位置づけについて、3点を提示しておきたい。

(1) ゼロベースの計画検討から10年、新しい川づくりのスタート

この原案改訂版がまとまったのは、くしくも武庫川ダム建設を含めた前計画(工事実施基本計画)を白紙に戻し、総合的な治水対策をゼロベースから検討することに兵庫県が踏み切った2000年9月からちょうど10年目に当たる。

この間2年余りの準備期間を経て、1年間に及ぶ「武庫川委員会」準備会議において住民参加で審議するための委員会のあり方や構成を審議、その提言を受けて当流域委員会がスタートしたのは2004年3月であった。以来6年半、委員会の審議はワーキングチーム等の諸会議を含めて306回に及び、2006年8月の提言、2007年10月の基本方針についての答申、そして今回の整備計画に関する答申を経て、武庫川における「新しい川づくり」はようやくスタートすることになった。

この間、委員会は当初の委員のうち2名が個人的事情により辞任したが、残る23名の委員は6年半にわたって継続して審議に当たってきた。また、兵庫県の河川担当者は次々に人事異動で顔ぶれが変わったものの、委員会と二人三脚で活動を続け、これまでに経験したことのない河川整備計画策定に向けた新しい川づくりへと協働してきた。

(2) 新規ダム建設に依存しない新しい治水計画への評価

改訂版としてまとめられた今次整備計画では、前計画(工事実施基本計画)の基軸に位置づけられていた武庫川ダム計画は姿を消し、ダムに頼らない新しい治水計画となった。すでにこの国の河川行政は、昨年の政権交代以降、ダムに依存しない治水へ大きく方向転換しているが、武庫川ではこれに先立って新しい治水のあり方を河川管理者みずからが決断し、計画の基本に盛り込んだことは高く評価したい。

(3) 地方分権時代の新しい川づくりのモデル目指して

河川行政は治水のあり方とともに、地方分権改革の進展とともに中央集権的な河川管理から分権型の河川管理へ向かおうとしている。現在は国土交通省が直轄管理している一級河川の都道府県への移管も具体的な分権改革の俎上に上がっている。

当流域委員会は6年半の審議を通じて、総合的な治水を初めとした治水、利水、環境、まちづくりを視野に置いた流域管理を進めていくには、河川管理者は流域におけるさまざまな行政分野について責任を持ち、流域住民の「参画と協働」に基づく河川行政を目指すという観点からも、都道府県知事の管理にゆだねることが不可欠であることを実感した。

この10年間の全国の川づくりを通して、国土交通大臣の所管にゆだねる直轄河川では、

治水、利水、環境、まちづくりを視野に置いた総合的な河川管理は国の縦割り行政の壁に阻まれて支障が多く、都道府県知事が管理する方が進めやすいことも伺えた。

その意味からも、今回の武庫川づくりの経験は、地方分権時代の新しい川づくりのモデルとして、全国に発信していけるものである。

河川管理者におかれては、以上の意義についても留意され、新しい取り組みに邁進されることを期待したい。

2. 原案の修正、加筆にかかわる協議プロセスと改訂版の位置づけ

本年 1 月 26 日に県から提示された武庫川水系河川整備計画の原案は、その後の 14 回にわたる全体委員会、16 回に及ぶ運営委員会の審議を経て、8 次にわたって修正版に書き替えられ、原案の本文の多くの部分を書き改められた。また、原案の説明資料として提示された膨大な関連資料類も、整備計画本編に附属する「資料編」と位置づけられた。こうした修正、加筆は、委員会の審議を反映して県の主体的な判断によって行われたものであるが、委員からは約 850 件に及ぶ意見書や具体的な修正案が提出されて、県との間で文書による意見交換がされるとともに、委員会の議論の中で具体の修正につながっていった。

このようにしてまとめられた最終的な修正案は、「原案を修正した改訂版」として、委員会と県との間で確認したものである。長時間にわたる議論と膨大な修正、加筆要求に対して真摯に対応した県の担当者の努力については率直に評価したい。

原案の修正は、「より良い整備計画づくりをめざす」という共通の思いによってブラッシュアップしてきたもので、流域委員会という場を通じて流域住民と委員会、河川管理者が「参画と協働のプロセスの成果」として共有できるものと言える。

もちろん、整備計画は河川管理者が責任を持って策定するものであり、改訂版は河川管理者の責任において修正を重ねてきたものである。参画と協働の理念は、「そのプロセスにおいていかに流域住民や第三者機関の意見を吸収し、計画に具体的に反映するか」が重要であり、その手続が肝心である。そのためには長い時間と関係者の膨大なエネルギーが必要とされ、双方が時間をかけて辛抱強く合意形成を図っていくことが不可欠であった。残念ながら、これだけの時間を費やしても審議時間が不足し、少数意見を十分くみ上げるまでに至らなかったなど、委員と県の担当者の思いを十分に反映した文書になっていない部分もあったのではないかとと思われる。

武庫川水系河川整備計画は、兵庫県における今後の河川行政のモデルにすることを目指すと県はたびたび言明してきた。「武庫川モデル」は、その計画の中身から計画策定のプロ

セスに至るまで、兵庫県内はもちろん全国の河川行政に反映されていくことを期待したい。

ここからは、原案改訂版についての評価と確認事項について、10 点にわたって述べておきます。

3 . 原案改訂版についての評価と確認事項について

(1) 河川整備の考え方の大転換と超過洪水への対応を含む「政策目標」の明記

改訂版は、河川整備計画としては従来にない画期的な意義を持つものになった。

第 1 には、基本方針に盛り込まれたことと同様に、河川整備の政策目標が明確に記載されたことである。すなわち、河川整備計画の目標に関する事項の中で、「想定を超える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目指す」と明示した上で、総合的な治水対策を推進することをうたっている。

河川管理者が総合的な施策によって得られる成果を目標として定めるとともに、河川管理者である兵庫県が県民に約束する政策目標を示したものである。今後進められる治水対策はもちろん、利水や環境、まちづくりへの取り組みについても、この政策目標に合致していることが求められる重要な規定である。

第 2 には、同じ計画目標に関する考え方の中で、河川から洪水があふれ出る可能性に対する備えも明記されたことである。河川整備を実施したとしても、計画規模を上回るいわゆる超過洪水等が発生した場合には、河川から洪水があふれ出る可能性があることを前提に、このような想定を超える事態にも備えておく必要があることを明示した。

計画規模を上回る洪水（超過洪水）の場合や、整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合をも対象とし、目標を定めている。超過洪水に対しても人的被害を回避、軽減するとともに、生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するために、総合的な治水、利水対策に取り組むという決意を基本方針に重ねて宣言したものである。

従来の河川整備の考え方では、計画規模を想定し、その想定を上限とした整備（計画規模の洪水を安全に流下させる）ことのみを目標としてきた。このため、従来は超過洪水への対応そのものが記載されていなかった。河川管理者が超過洪水に対しても成果を目標として示したのは画期的とも言える。その意味では、基本方針や本計画によって従来の河川整備の考え方を大きく転換させた点で、大きな意義を持つものである。

こうした考え方の延長線上に、以下の事項で述べるダムに依存しない整備計画が展開されることにつながった。基本方針の策定過程では、千苅ダム等の利水専用ダムの治水活用

や新規ダムの建設を選択肢の一つとして検討されてきたが、少なくとも今次整備計画では、既存ダムについては水道事業者との合意形成、新規ダムについてはダム選択への社会的な合意形成にそれぞれ多大な時間を要するとともに、完成するまでに十数年の時間を要し、その間は整備効果を発揮できないとダム選択の判断を退け、早期かつ着実に整備効果が発揮できるダム以外の対策を最善の選択肢として採用することになった。

(2) 流域全体における総合的な治水への取り組み

流域全体における総合的な治水への取り組みは、兵庫県が武庫川の河川整備に関する旧計画を 10 年前に白紙にして、ゼロベースからの対策を考える転換に踏み切り武庫川流域委員会に諮問した原点でもある。したがって、基本方針に盛り込まれた総合的な治水へ武庫川流域全体で取り組んでいくという方針は、整備計画でも踏襲された。

総合的な治水対策は、河道対策や洪水調節施設の整備を含めた河川対策をベースに、河川への雨水の流出を抑制する流域対策、川から洪水が万一あふれ出た場合にも被害を最小限に食いとめるための減災対策で構成される。さらには、治水対策を進める上で河川の適正な利用や流水の正常な機能の維持を図り、豊かな水環境を確保するなどの利水対策を推進する。同時に、河川環境の整備と保全では、生物多様性の保全に配慮した川づくりを行うとともに、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全、創出などに取り組むなど、川づくりに総合的な視野を持つことの重要性を記載した。

流域対策は減災対策とともに、流域 7 市及び県政の関連部署との連携による行政横断的な総合政策として推進しなければ進まない。加えて、流域住民と流域で事業を営む事業者とも緊密な連携と協力が欠かせない。今次整備計画では法定の整備計画とは別に、兵庫県独自に総合治水推進計画を策定することとした。武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)を制定し、県と流域 7 市によって武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)を設立して 7 市と共同で策定する計画である。この計画には流域対策と減災対策の推進が記載されて、行政間の流域連携を行っていく制度的裏づけとしたもので、今後は成果を上げていくことが期待される。

原案審議の中では、上記の武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱については特に論点としての議論は行わなかったが、流域委員会の 2006 年 8 月提言では総合治水条例(仮称)の制定を提言している。武庫川をモデルにして、総合治水及び流域圏づくりを今後県内に広げていくには、武庫川だけを対象にした要綱では不十分である。庁内横断的、自治体横断的、県民参加で推進していくためには、根拠法令が必要になる。

この提言を受けて、県は直ちに副知事をトップとする武庫川総合治水推進会議を設置し、武庫川を総合治水のモデルとするべく取り組んできた。こうした姿勢と課題をより一層明確にし、武庫川の整備基本方針や整備計画の中身を県内に広げていくためにも、条例の制定が不可欠となろう。

この整備計画改訂版で示された兵庫県の総合治水宣言をより一層確かなものにしていくためにも、ぜひ検討を進めていただきたい。

ここで総合治水条例のことに付言をしております。これは、今期の整備計画の検討の中では、委員会の中で議論をしておりません。ただ、委員会としては、今後の推進対策の中で、提言としてこの件は明確に述べてきたところであります。そして、実はこの 8 日に、知事と最終的な詰めを行うために意見交換する場を委員長として持ちました。この中で、総合治水条例に関しては、知事自身が発言して、関係部局の担当者に指示をしたというか、促したというか、喚起したことでございます。

要綱というのは、武庫川の総合治水要綱ですから、それだけではモデルとして全県に波及させるには難しい。今後総合治水を全県的に進めていくには、やはり条例が要るのではないかと。こういう観点から、提言で書いたことをそのままここにもう一度流用して記載したことでございます。この件については、ご意見があれば、後ほどお伺いしたいと思いません。

(3) 新規ダムに依存する既存計画から流域委員会提言に沿った新たなダムに依存しない計画へ

整備計画では原案の段階から、ダムという選択肢をとらず、ダムに依存しない治水計画となった。武庫川水系の河川整備の基軸となってきた旧計画である工事実施基本計画では、武庫川ダムをベースに置いた計画になっており、その是非をめぐって 1990 年代の武庫川づくりの大論争になっていた。

基本方針策定の段階でも、新規ダムの建設は選択肢の一つとして議論され基本方針に盛り込まれていたが、今次整備計画で県は新規ダムを選択せず、河道掘削と堤防強化、新規遊水地と一部既存ダムの活用、そして流域対策によって目標流量に対応する選択をした。このことは、経緯としてダムに対する疑念の声が高まっていたという背景はあるとしても、少なくとも今次整備計画段階では新規ダムなしでの治水は可能とする流域委員会提言に沿った英断を河川管理者が下したのものとして高く評価できる。

特に、新規ダムについては社会的な合意が得られない上に、完成するまでに十数年の時

間を要し、整備効果を早期に発揮できないことを明確にしたことも、ダムの位置づけを考える際には重要な論点であった。

もっとも、新規ダムの選択は完全に封印されたわけではない。改訂版の中でも、「基本方針の目標に向けてさらなる洪水に対する安全度の向上が必要であり、新規ダムの建設は千叡ダムの治水活用とともに、その必要性や実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には計画上の取り扱いについて検討する」としている。

すなわち、新規ダムは 20 年間の事業内容を示す今次整備計画には盛り込まなかったが、継続検討課題として先送りされたものと受けとめるのが至当である。次期計画以降で新規ダムをどのように扱うかは次の世代にゆだねるしかないが、継続検討課題として先送りする場合にも、この 10 年間の武庫川づくりの議論の根底にあった新規ダム以外の対策を十二分に検討して、他に選択肢がない場合の対策として検討するという視点を大事にしていかなければならない。

ここの最後の下りにつきましては、流域委員会が提言の中で明記し、流域委員会の基本的な姿勢としてやってきたことであります。ただ、基本方針のときにも県との間で大きく議論があって、選択肢について優劣の差はない、優先順位の差はない。今日も出ましたが、そのような考え方は依然今もお持ちのようであります。したがって、そこについては計画本文には記載されなかったわけですが、委員会としては、これまで議論してきたこの考え方はきちんと提起をしておきたいということで、あえて盛り込みました。

(4) 河道断面の拡大と堤防強化を中心とした河道対策を治水対策の最重点課題へ

今次整備計画の大きな特徴の一つは、整備効果の早期発現を踏まえて、戦後最大の洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水と同規模の洪水を下流基準点の目標流量 $3,510\text{m}^3 / \text{s}$ に設定し、その 91% 余に当たる $3,200\text{m}^3 / \text{s}$ を下流部築堤区間の河道断面を広げることによって対応しようと流量配分したことである。深さ 1 ~ 2 m に及ぶ河床掘削や高水敷の掘削、低水路の拡幅等によって、現況よりも $700\text{m}^3 / \text{s}$ の流量増加を図るために、河道の断面は現況と大きく変わる。

この評価については、原案審議の過程でさまざまな議論を呼んだ。

1 つは、新規ダム等による上中流域での洪水調節施設に頼ることなく、本来の河道で受けとめる治水の基本に戻ったことを高く評価するべきだという意見である。

2 つは、ダムに頼らない治水対策は評価するが、大規模な河道掘削や高水敷の掘削によって生物環境や河川の風景、景観など河川環境へのしわ寄せが大き過ぎるのではないかと

懸念する意見もあった。

今次整備計画の審議では、基本方針に定めた生物環境保全の 2 原則等、河川環境の整備と保全については慎重な審議を行い、精査してきた。環境保全に係る記述が実際の大規模な河道掘削等とどのように整合性を担保できるのかが議論の大きな焦点でもあった。また、流域委員会発足以来これまでの長い審議の過程で、長らく下流部の潮止堰の撤去を認めようとしなかった県が、河道の大規模掘削に踏み切ることによって模型実験やシミュレーション等さまざまな検討を行った上で潮止堰の撤去に踏み込み、天然アユ等の遡上の障害になっている床止め工の部分撤去も計画に盛り込んだ。

こうした問題点についても逐一詳細に議論し、河川環境への影響をもたらさないような歯どめや対策も盛り込んで、河道掘削を中心とした河川対策について合意することができた。

また、堤防強化についても、計画高水位以下の洪水に対する浸透対策や護岸工による浸食対策に加えて、橋梁の上下流部や湾曲により水位が上昇しやすい水衝部等、治水上特に注意が必要な箇所を対象に、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策や浸食対策、巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施することを明記した。

堤防強化については、高水敷の掘削と合わせて、下流部の松など樹木の伐採、河川景観の変化等についても、関係者との十分な合意形成が必要であることも議論し、慎重に対応することを確認した。

(5) 流域対策を初めて明確に位置づけたこととその限界

総合的な治水に取り組む上で流域対策はその象徴ともなり、流域住民や事業者、自治体が川づくりに関心を持ち、それぞれの持つ役割を生かしながら治水を担える重要な分野でもある。今次整備計画の原案改訂版の中では、対策の取り組みや拡大に一定の限界を示しながらも、整備計画に初めて位置づけられたことは大きな特徴になる。

流域対策は、流域自治体や農業、林業を初め各分野の事業者及び住民個々の協力と連携がなくては進まない。このため、県は流域 7 市とともに立ち上げる武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）で総合治水推進計画を策定し、法定の河川整備計画とセットで取り組もうとしている。

こうした推進体制は必要なものであるが、流域対策が本格的に効果を発揮していくためには、幾つかの課題を乗り越えていかなければならない。基本方針の策定の際にも答申書

の中で指摘したことであるが、整備計画の策定に当たって改めて提起しておきたい。

流域対策が基本方針や整備計画の目標流量配分で小さい値の効果量しか盛り込めていないのは幾つかの理由がある。

県は、「水田やため池等、公的所有でない施設は将来にわたって治水施設として維持され、期待した流出抑制量が確実に担保される保障がない」水田などの一時貯留施設の貯留操作は管理責任が伴うので、民間の施設等の場合には必要な操作が確実に行われることが明確ではない」「稲刈り前や中干しの時期には流出抑制効果が期待できない」と主張してきた。数値として効果量を計上するには操作の確実性が担保されねばならないために、ゲート操作などの人為的操作が必要な方策は適当ではなく、操作の不要な自然調節方式であることが求められる。

これに対して委員会からは、これまで次のような意見を提言してきた。

500km²の広い武庫川流域で流域対策を進めていくのに、公的所有施設だけに対象を限るのであれば、その活用は極めて限定される。流域対策は河川管理者だけで取り組むのではなく、流域のあらゆる住民、事業者、自治体の各部局が協力して取り組むことに意味がある。

超長期の目標を掲げる場合には、現時点での厳密な担保を求めるよりも、具体的な整合性はなくても将来の住民、事業者等の参加や技術開発等を促進するために、河川管理者が目標を掲げることが流域対策推進のカギとなる。

現時点では流量配分に計上できなくても、将来の可能性を視野に入れて、損失補償その他の制度設計などを先行して行うことによって知恵と意欲を刺激し、将来の対策実現への道筋が見えてくる。

そのためには、河川以外の部署との連携を強めて、治水のために負担を強いるという受けとめ方にならないよう、森林の保全や農地、農業の振興、まちづくりのために個々の流域対策が貢献するという課題の立て方が必要になってくる。

今次整備計画の中で位置づけられた流域対策の効果量は 30m³ / s と数値的にはわずかだが、数値に計上しなかった森林や水田、防災調整池、公共施設や大型店舗の駐車場などでの貯留浸透施設、各戸の雨水貯留、浸透対策などへの取り組みを進めることによって、付加的な流出抑制効果を期待できる。これらは今次整備計画期間中に調査検討し、普及に取り組む検討課題に挙げている。流域の広範囲な連携と協働が広まる中で、流域対策が本格的に始動するのを期待したい。

(6) 超過洪水対策と減災対策

先に述べたように、今次整備計画は計画規模を上回る超過洪水対策を真正面から掲げ、減災対策を多角的に掲げたことも大きな特徴の一つである。

川から洪水があふれることに備えた対策は、流域住民が水害へのリスクを認識し(知る)充実した情報提供体制と水防体制の強化(守る)のもとで、逃げることと水害に備えるまちづくりの知恵と災害に遭った際の復旧への備えを日常から怠らないことである。

今次整備計画の策定に当たっては、県が原案を作成する過程で流域委員会と合同で減災対策検討会を 8 回にわたって開催し、具体的な対策のあり方を一緒に検討した。これらの結果まとまった要点は総合治水推進計画に具体策が添付されているが、従来は簡単な記述にすぎなかった危機管理対策が減災対策として整備計画に取りまとめられたことは、超過洪水対策の位置づけと並んで大きな意義がある。

特に、減災対策の推進において検討すべき項目案と浸水被害の拡大を防止するための具体策は、モデル地区での地域防災力の強化を目指した行動計画書としてまとめており、流域の各地域で流域自治体と地域住民が直ちに取り組みを始められるようなマニュアル書でもある。

(7) 武庫川水系に生息・生育する「生物及びその生活環境の持続に関する 2 つの原則」について

全国でも初めての取り組みである生物及びその生活環境の持続に関する 2 つの原則については、基本方針に掲げた考え方をより具体の整備計画に即してその実現を図ることを明記した。

今次整備計画では、大規模な河道掘削等河川環境に大きな影響を与える工事が盛り込まれていることから、2 つの原則を個々の工事区間でどのように担保できるのかという論点に衆目が集まった。

その結果、河川対策の施工場所と「優れた生物の生活空間」の範囲や「配慮すべき生物の生活空間」の場所とを重ね合わせた図面を付加して、個々の整備実施箇所においてどのような保全策を考えていくのかという具体的な議論も行った。

こうした個々の工事実施と 2 つの原則の整合性を図るとともに、水系全体で戦略的に自然環境を保全できるよう、計画策定過程でかかわった専門検討会のような専門家会議による評価、検証なども実施計画に合わせて適宜行っていくこととなった。

また、かつて武庫川に多数生息していた天然アユを武庫川のシンボルフィッシュとして

位置づけて、関係機関や地域住民の参画と協働のもとに、天然アユが遡上する川づくりを目指すことも明記した。潮止堰の撤去や床止め工の一部撤去は、魚類の移動の連続性の向上や汽水域の拡大によって生物の生息環境が向上することが期待できるが、生態系や河川景観などへの影響にも十分な注意を払っていく必要があることも確認された。

生物環境の保全に関しては、流域の住民等からの生物に関する幅広い情報が必要であることから、新たな貴重種情報の入手などに努めながら、専門家の意見も聞いて反映していく。そのためにも、河川整備計画の文書そのものを流域住民が読みやすく、わかりやすくするために、表現や図表、写真の扱い等にも細かい配慮を重ねた。

(8) 適正な水利用、流水の正常な機能の維持と健全な水循環の確保について

河川が豊かな流況に恵まれて、渇水時にも生物の生息に支障のない正常な流量が維持される美しい川は、流域の誇りでもある。森、川、海へと地上に降った雨が地下水や表流水となって、流域の健全な水循環を維持していくことができれば、川はより一層流域の人々に親しまれ、誇りある川として川づくりへの関心も高まるはずである。

原案をめぐっては、流水利用の適正化における農業用水等の慣行水利権の許可水利権への切りかえの推進については評価できるものの、維持流量の中で、動植物の生息地または生育地及び漁業からの必要流量（特にアユに関連する事項）及び流水の清潔の保持からの必要流量のあり方をめぐっては、一部の委員と県との間では激しい議論が交わされた。

1つは、基本方針の際にも議論になったが、正常流量をどのように設定するかである。国の正常流量検討の手引き（案）に基づき一定のルールに従って算出されたもの（生瀬大橋地点でおおむね $1.5\text{m}^3 / \text{s}$ ）の妥当性や、本来維持流量は武庫川の現実に即した設定方法をすべきではないかという議論である。また、より大事なものは、設定した流量をどのようにして確保するかであり、設定した流量より豊かな流量を確保していくためにどのような手だてを考えるのかということであった。

もう1つは、流域の地下水把握に関する議論である。県は終始河川行政の範疇ではないと主張し、委員の一部にも同じような意見もあったが、地下水流動や地下水位変化の実態把握は地下水から河川への水供給や逆に河川から地下水への涵養の把握につながり、流域の広範な地下水涵養流動に関するデータを得ることで治水、利水、環境に役立たせることができるという主張が最後まで対立した。

最終的には、流域の水循環を把握することや地下水の涵養と保全は、河川の流量確保に寄与する要素の一つであることなどから、健全な水循環の確保に貢献するということが合

意点に達し、計画に盛り込まれた。

また、利水に関しては、流域市における水融通システムの問題も大きな議論になった。発端は千苅ダム等の既存水道用ダムの治水活用の議論の中で湧水リスクの問題が浮上し、今後の人口減少などによる水余り時代を迎える中でも、限られた水を既存水利権の枠を超えて相互に融通し合う仕組みを検討していく必要があることも課題になった。

地下水問題を含めた健全な水循環についての議論は、今後とも河川行政の枠組みを超えて、総合的な視野から取り組まれていくべき課題であろう。

(9) まちづくりと一体となった川づくり

流域委員会は発足当初から、総合的な視点からの武庫川づくりを視野に置き、河川法にいう治水、利水、環境に加えて、まちづくりの視点からの川づくりを4つ目のキーワードとして検討を重ねてきた。長年にわたって河川区域という川の中でどのように治水を進めていくかを基本としてきた河川行政の担当者とは、しばしばズレが生じた議論を重ねざるを得なかった。

もちろん、まちづくりを視野に入れるといっても、川を生かしたまちづくりかまちを生かした川づくりの2つの視点についての議論も踏まえて、流域委員会の議論では基本的には川づくりに焦点を絞ったのは言うまでもない。

まちづくりと一体となった川づくりの課題は、整備計画の随所で描かれている。

武庫川の流域は約500km²だが、下流の氾濫域を含めた流域圏は580km²になる。流域圏全体の人口は約140万人だが、氾濫域である阪神間の市街地に居住している人口が7割の約100万人を占める。致命的な被害をもたらしかねない洪水対策の焦点は下流域の築堤区間でありながら、明治時代以降に堤防決壊等の洪水被害の経験がない地域だけに、水害被害のリスクを流域でどのように意識し、流域住民や自治体が参画した川づくりに取り組むかは難しい問題でもあった。

また、かつては天然アユが遡上し、子供たちが川に入って魚取りをして遊んでいた下流域の川も、一般の市民からは縁遠いものになり、関心も薄れがちになっている。

こうした状況を改善し、流域住民が参画した川づくりを目指すためにも、また超過洪水対策を念頭に置いて川から洪水があふれても致命的な被害が生じないように、浸水被害に強い都市基盤整備や住宅構造を目指す耐水都市づくりや、避難や速やかな情報共有システムの整備などの減災対策はとりわけ重要である。平時においても川とまちが一体となった地域だけに、河川景観のあり方や河川空間の利用の仕方などの課題が残る。

改訂版の随所で、このような観点から流域関係市との連携を強めて、流域市の総合計画や都市計画マスタープラン等との調整を図り、土地利用や上下水道事業、既存の水利施設等の機能にも十分配慮し、源流から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合的な保全と利用を図っていくことの重要性も明らかにした。

これらの対応が意味することは、関係機関との調整を前提としながら、土地利用の規制、誘導を含むまちづくりと川づくりを一体化して取り扱うということである。高度に市街化した氾濫想定域を持つ武庫川においては、既に河川のみによる川づくりが限界に来ているとともに、武庫川を地域資産として活用した積極的な流域のまちづくり推進が求められている。

(10) 計画進行のあらゆる段階で「参画と協働」、「点検・評価」のサイクルを貫く

武庫川づくりを進めていく上で、流域住民や事業者、流域自治体が河川管理者とどのような関係を築いていくかは極めて重要な要素である。基本方針では、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の中で、「河川整備計画の策定と計画実施の各段階においてそれぞれ目標を明確に設定し、『参画と協働』のもとで段階的に整備を進めていく」と明記している。

今次整備計画ではさらに一步進めて、計画の着実な推進を図るため、P D C A (計画、実行、評価、改善) サイクルの考え方に基づいた進行管理、フォローアップ委員会の設置を行うとともに、地域住民等との情報の共有化を図ることなどが記載された。また、流域連携については、地域共有の財産である武庫川を守り育てるため、参画と協働による武庫川づくりを基本として、地域住民、N P O、事業者、大学等の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進めることを明記した。

流域連携とフォローアップの位置づけや具体的な展開については、当初原案と委員の意見の隔たりが大きく、長い時間をかけて意見交換し、計画に盛り込む文書の構成や表現についてブラッシュアップを繰り返した。

1997年に河川法が大改正されるまでは、河川行政には住民参加という考え方がなく、行政主導で河川管理を行っていた。10年前に住民参加で河川計画をゼロベースから見直すという大転換を兵庫県が行った当初は、文字通り手探りのスタートでもあった。その後、流域委員会をつくるための画期的な準備会議を経て本委員会がスタートし、都道府県では他に例を見ない諮問機関の運営方針を持った流域委員会による検討を重ねてきた。このプロセス自体が参画と協働、点検・評価のサイクルでもあったが、整備計画策定以降どのよう

に進めていくかは大きな課題でもあった。

改訂版では、そうした川づくりを推進していくための土壌になる流域連携のあり方、河川管理者である県の役割を明確にするとともに、整備計画に基づき具体的な事業実施に移っていく段階でのフォローアップの仕組みも明らかにした。

すなわち、流域連携では武庫川づくりにかかわる主体を 住民と住民団体、 N P O、事業者、 大学等の研究機関、 流域市、 県（河川管理者）の 6 つと規定し、これらが適切な役割分担のもとに連携しながら取り組むことの重要性を確認した。

具体的には、1 つ目は、行政目標を達成するために県を初めとする行政側が地域住民等とさまざまに連携する関係、2 つ目は、多様な主体が自律的に取り組む武庫川づくりの活動を県が支援する関係、3 つ目は、河川管理者のパートナーとなる自律的な流域ネットワークの形成を支援し、連携・協働していく関係を大事にしていくことである。

整備計画策定後のフォローアップに関しては、P D C A サイクルの考え方に基いた進行管理をどのように行っていくかが焦点になった。川づくりにおける P D C A サイクルの導入は兵庫県の担当部局にとっては初めてのことであり、その手法の検討から始めて仕組みを導入し、整備計画策定後速やかに立ち上げるフォローアップ委員会（学識経験者と地域住民で構成）とともに走りながら、その手法を磨いていくことになる。武庫川流域委員会の 6 年半に及ぶ活動と同じように、P D C A サイクルの導入自体が参画と協働によって磨かれていくことを期待したい。

以上 10 点をこの整備計画の評価と確認という形で記載しました。

あとは 4 番として、今次整備計画期間中に継続検討すべき課題の設定と位置づけ、先程議論した件であります。これについては、本日の議論を行う前の起草であります。部分的に本日の議論の結果と整合しないことについては後ほど修正を加えるということで、とりあえずこの原案を読み上げます。

4 . 今次計画期間中に継続検討すべき課題の設定と位置づけについて

整備計画の改訂版には、原案にはなかった継続検討課題と題した項目を計画本文の最後に盛り込んだ。河川行政の担当者にとっては、河川整備計画書には異例の記載になった。

原案にはもともと県が整備計画の策定過程でかなりの時間とエネルギーを割いて検討してきた新規ダムの計画と既存利水ダムの治水活用、特に規模の大きい千苅ダムについては、いずれも今次整備計画には選択せずに、継続検討課題とすることを計画書本文の数カ所にわたって記載している。委員会としては、ダムについてのみ継続検討課題とすることに当

初から違和感を感じる委員が多く、その扱いについては検討するように繰り返し意見が出ていた。また、委員会が提言していた対策についても、調査検討や関係機関との調整に長期間を有する、いわゆるリードタイムの長い対策も他に少なからずあった。

こうしたことから、今次計画期間中には実施しない事柄についても、本文に章を設けて「今次計画期間中に継続して検討すべき課題」として一括記載してはどうかという案が委員会審議の早い段階で出ていた。しかし、県側としては「整備計画には期間中に実施することを書くもので、実施しない次期計画以降の課題について記載するのはおかしい」という主張を続け、長らく平行線をたどっていた。委員会側にも新規ダムや既存ダムの活用について継続検討課題にすることに反対する委員もいたが、多数の委員は今後の計画づくりに備えて、「今次計画に採用に至らなかったことの中で検討に時間のかかるものはきちんと記載し、取り組むべきだ」「河川以外の行政計画では、期間中の検討課題も記載するケースが少なくない」という意見が強く、終盤になって県も資料編への記載案を提案し、さらに大詰めになってから本文への記載を認める譲歩を行った。

記載の仕方や記載項目、表現の中身等については最終の第 68 回委員会まで議論が続いたが、ようやく合意に達し、継続検討していく事項が計画本文に一括して記載された。この中には新規ダムや既存ダムの治水活用の他、遊水地の拡大、市街地整備と一体となった阪神鉄道橋梁等の改築や堤防強化、先導的な施策の実施に当たっての堤防強化、流域対策、減災対策の推進、環境 2 つの原則の具体化や天然アユの生息環境の改善、わかりやすい水質指標による調査、流域水循環の把握、整備計画の進行管理における P D C A サイクルの導入、流域連携のあり方等も一括して記載された。

さきにも述べたように、次期整備計画の策定は、行政担当者も流域住民、学識経験者も次の世代にゆだねられるが、6年半にわたって膨大な検討と議論を重ねてきた経緯もあわせて次の世代に引き継がなければならない。そうした観点から、フォローアップの仕組みとともに新しい川づくりの課題についても継続して検討を重ね、後戻りのない展開を期待したい。

というように記載しております。

最後に 5 番目として、今後の整備計画推進体制への配慮と注文について幾つか述べました。

5 . 整備計画推進体制への配慮と注文について

最後に、今後の整備計画策定以降の計画推進体制と今後の武庫川の川づくりを進めるに

当たって、幾つかの配慮と注文を提示しておきたい。

1 つは、新しい川づくりの先導的モデルを生かしていく課題である。

武庫川流域委員会はこの 6 年半、新しい川づくりを目指した計画づくりのプロセスについては一定の役割を果たし、武庫川モデルとでも呼べるような成果を上げてきたと委員会一同自負している。6 年半の間通してかかわってきた委員会であるからこそ、とりわけその思いは強い。メンバー交代しながらも武庫川づくりのプロフェッショナルとして長時間エネルギーを注ぎ、協働してきた河川行政担当者もまた、委員会のこの思いを共有して、武庫川モデルを兵庫県内の川づくりに広げていくとともに、全国の河川行政に発信していただきたい。

そのためにも、いよいよ新しい川づくりの実践に入ることを意味する整備計画の策定の機会を生かすことを目指して、知事も参加した「武庫川シンポジウム」を開催することを提案したい。整備計画についてのパブリックコメントを終えて、河川管理者の手で計画策定が終わった時点がそのタイミングであろう。

このシンポジウムの提案については、運営委員会でもまだ議論をしておりません。そこまでまだ手が回っておりません。ただ、前の基本方針の前後にも行ったように、今回この文脈で武庫川モデルをきちんと発信し、そして計画策定した中身を県民、流域住民に伝えるためにも、このようなものが要るのではないかとすることを改めて提案したいと思います。これについては、改めての提案ということで、ご確認いただければこのように盛り込むということで記載をしておきました。

2 つ目は、原案審議の過程で何回となく議論に出たように、資料編を含めた整備計画の関連文書をセットで広く県民に開示し、計画策定の過程で使ってきた膨大な資料を可能な限り公開文書として、だれもがいつでも閲覧、入手できる仕組みを整えておくことである。このことは基本方針の答申の際にも確認し、要望したことであるが、整備計画の策定の経緯や基礎になった資料を遠い将来においても住民等が閲覧、情報共有できるようにしておくことである。

このとき県は、「担当課では一連の資料は未来永劫にわたって保存する」これは基本方針のときでありますと説明している。委員会はこれに対して、「20～30 年後等、次の整備計画を策定する際や将来に基本方針等を見直す必要が生じた際に、今次計画策定の際に使ったデータや資料が確実に後世に伝えられ、だれもがいつでもその情報にアクセスできるように保存してもらいたい」計算の根拠になった最終バージョンの資料、データは、

パブリックコメントなどの際にも一般の人がわかりやすいように、資料編あるいは同等の保存と公開が行われる方法で記載してもらいたい」と求めた。

今次整備計画についても、県は同様の措置をとり、資料の取り扱いについて具体的な方策を検討していただきたい。

これは、基本方針のときにも全く同じ議論をして、同じ要請を行ったということが 1 点であります。もう 1 点は、今次整備計画の議論の中で、資料編をつくることの位置づけ、記載の内容等々の議論の中でもこの種の議論が行われたということで、ここに盛り込みました。

3 つ目は、フォローアップ体制についてはフォローアップ委員会の位置づけや機能とともに、最後の段階でようやく合意に達する内容になったが、まだ幾つかの不明点が積み残されている。

P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理の重要な役割を果たすことや、進行管理のあり方や仕組みは継続検討課題の中に挙げられた。フォローアップ委員会は整備計画の進行管理について河川管理者の知事から委嘱された第三者機関として活動し、ポスト流域委員会の役割を果たす。今次整備計画の見直しや次期計画の策定の段階になれば新たな流域委員会が発足することになるが、フォローアップ委員会は 20 年という長期にわたって整備計画の進行管理について第三者機関として評価、改善する機能を担う。

この委員会をいつ、どのような形で委員を選考し発足させるのかが今後大きな焦点になる。これについて県は審議の中で、計画策定次第、速やかに発足させたいとしている。委員の選考については、学識経験者と地域住民で構成することになっているが、武庫川流域委員会の発足に当たってはそのメンバー構成で知恵をめぐらせ、公開の準備会議にゆだねた経緯から、フォローアップ委員会のメンバー選考をどこで行うのか議論になった。

この件に関しては、流域委員会がまだ存続している間に県が同委員会に諮る案も俎上上がったが、最終的には県が他の諮問機関のメンバーを選んでいるのと同様に選考することで了承できた。整備計画策定にこぎつけた県担当者の住民参加の川づくりについての意識と知見は、武庫川づくりの議論が始まる前の 10 年前に比べて比較にならないぐらいに高まったと認識できたからである。これから本格的に始動するであろう流域連携の住民の動きや意見も視野に置きながら、武庫川に限りなき思いを寄せるすばらしいメンバー選びが行われることを期待したい。

この件に関しましては、運営委員会で議論になりました。議論になった結果、ここに記

載したようなことで、とりたてて本委員会が機能している間にメンバーを選択するということについては、これ以上かかわらないということにしました。その理由については、最後の 4 行に書いたことであります。先程田村委員からご発言があったように、10 年前と比べて飛躍的にこういう観点が高まっているだろうということで、県に対する信頼としてそのことを期待するというように記載しました。

4 つ目は、この計画審議の最後で大きな議論になった流域連携の推進である。

流域委員会は 2006 年 8 月提言で、流域全体で武庫川づくりを進めていくことの重要性を指摘し、具体的な流域連携について幾つかの提案をした。流域住民と住民団体、事業者、基礎自治体が武庫川づくりに大きく連携、協働していく武庫川流域圏会議や、流域と武庫川に関心を持つ研究者等で組織する武庫川学会（いずれも仮称）等である。提言をまとめるまでにリバーミーティングと称した公聴会を定期的を開催し、住民と委員会の意見交換の場とするとともに、河川管理者である県と武庫川づくりのパートナーとなれる流域ネットワークの創設も呼びかけてきた。

こうした経緯を踏まえて、流域ネットワークづくりのきっかけづくりを目指し、流域委員会の委員の過半数が参加し、流域で活動している多様な住民とともに武庫川づくりと流域連携を進める会を発足させた。略称武庫流会と呼ぶこの N P O は、4 年間天然アユの遡上復活をシンボルに掲げてシンポジウムやフォーラムを開催し、住民の手で上流から下流までの水質調査を毎年続ける他、川に関心を持ち川に親しむ活動、多様な団体が交流する機会をつくってきた。また、武庫流会は、流域委員会が提言作業の中で作成してきた武庫川カルテをベースにした武庫川ガイドブックを間もなく自力で出版しようとしている。

整備計画原案改訂版に記載されているように、河川管理者と流域のさまざまな主体との連携、協働はこれからの川づくりの生命線でもある。最近ではこうした連携組織の活動に県が参加し、連携していく行動も芽生えてきたが、今後はより一層の連携、協働が進まなければならない。

幸いにして武庫川では、流域の中で主体的な連携組織を生み出し、県とのパートナーシップの関係を構築できる多様な主体が存在している。流域連携でも武庫川は、これからの川づくりのモデルを提供できる可能性を秘めていることを認識し、県行政としても積極的なアプローチをしていくことを期待したい。

ということも付加しました。

最後に、6 年半にわたって当委員会の活動を支えていただいた兵庫県の河川管理者と河

川行政担当者、流域 7 市の担当者、副知事をトップとした県庁の横断組織である武庫川総合治水推進会議、事務局をサポートしてきたコンサルタントの方々、そして長時間の会議の傍聴を続けてたくさんの意見をいただいた流域住民の皆様や委員会の動向を見守っていただいた皆さんに感謝と御礼を申し上げます。

ということで締めくくっております。

以上、この答申書の中で 2 点ほど新たな提案として出していることがございます。そのことの可否を含めて、この場でご意見をいただきたいと思います。

加藤委員 委員長が今 2 点と言われたのは、1 つは条例の制定だと思うのですが、その件について意見を言わせていただきます。

条例の制定については、基本方針のときにも、たしか最後の方に提言として基本方針の中にあると思うのですが、私は、この委員会をつくって、最終的にまとめた方向でいきますと、条例を制定するというのが最もいい方向ではないかな。それで、期待するのは、1 つはやっぱり参画と協働の理念というようなことで、その中で県あるいは市、事業者、市民それぞれの役割分担とか責務、そういうものが恐らく条例の中で明確になってくるのではないかと、そんなように思っております。

そういうようにしていただきたいといいますが、今後の川づくりを進める上で、これまで流域住民や自治体が参加した川づくりというようなことを言われておりますし、そこで明確にその辺の役割分担や責務が示されれば、非常にいいのではないかなと思っております。

中川委員 委員長から投げかけのあった点を中心に意見を申し上げます。

1 点目、今の条例の件でございますが、何回か前の委員会の超過洪水の議論を県とさせていただいた中で、こういう制度設計が必要だという議論をさせていただいた当の本人でございますので、もちろん制定をしていく方向に異議があるはずがございません。ぜひその方向で進めていっていただきたいと思っております。

あのときも、第何回でしたか、少し回数が思い出せないのですが、兵庫県には兵庫県なりの制度設計のやり方というのがあるかと思っております。既に滋賀県の方でも先駆的に取り組まれている。先駆的に取り組まれているところが幾つか出てきておりますので、そのような先事例も参考にして、兵庫県としてあるべき条例の姿をぜひしっかり検討して行って、実のあるものにしていただきたいという点でございます。

それから、2 点目のシンポジウムのご提案を委員長の方からいただいているわけですが、

もちろんやれるにこしたことはないだろうと思います。ただ、するからには、ここに知事も参加したというようにご提案されておられますように、県としての位置づけもしっかりとされた上でされるのが、やはり流域として望ましい形だろうと思いますので、県としてこのシンポジウムを開催するのであれば、どのような意味を持たせて、どのような形でどのような時期にするのが望ましいのかということをしっかり踏まえて開催していただけることを希望いたします。ですので、こういう形で書いていただくのは結構かと思います。

あと1点、今の委員長の投げかけの点ではないのですが、今日審議になった点のところでも1つあるのですが、よろしいでしょうか。今朗読していただいた11ページの、項番で言いますと4になります。議論してきました継続検討課題のところのことですが、一言で申し上げますと、少数意見を明記していただきたい。この委員会の性格として、あり方として、それは答申として書いておいていただきたいということでございます。

その理由を今から申し上げるのですが、今までずっと議論してきましたように、この委員会の委員の多くの皆様方は千叡ダムをしたいと思っておられて、かつ千叡ダムに今後の検討の高い優先度を与えたいと思っておられるのは事実でございます。ですので、それを背景として、このような書きぶりになるというのは、それはそうだろうと思います。

ただ、私自身は、今日改めて意見を出させていただきました。「千叡ダム治水転用の継続検討を積極的に整備計画に明記することに反対する」少数意見(できるだけダムに頼らない治水をめざすための意見)として出させていただいております。そのような意見の存在を配慮されるところで、「継続検討課題にすることに反対する委員もいたが」ということで、文章を作文していただいているのだらうと思うのですが、私自身は自分の意見に責任を持って、今日も意見書を出させていただいております。この意見自身は撤回も譲歩もしておりません。

運営委員会のときに委員長がまとめていただきました内容も、この意見書の冒頭に書きましたように、「委員会の取りまとめの判断としては千叡ダム治水転用を含む継続検討を整備計画に明記すること」ということで取りまとめをいただいているところでございます。その意味で、本日の資料1、運営委員会の協議状況の4ページの3ののところ、協議状況の整理といたしまして、2行目に「委員会の総意としては本文に入れるという判断とする」という記述がございましたが、これは事実ではございませんので、事務局に修正を求めます。録音を確認していただければおわかりになりますが、意見書の方に書きました記述が事実でございますので、これは委員として修正を要求いたします。

その上で、答申書の 11 ページのところに戻るわけですが、そのような背景から、パラグラフで言いますと真ん中のところ、本文への記載を認める譲歩を行ったという後ろのところに、少数意見があるということを明記していただきたいというように思います。具体的な修文例といたしまして、今日の意見書にも書きましたが、少数意見として、千叡ダム治水転用を優先検討するものではないとする少数の意見があることを記載すると、例えばですが、そのような記載をぜひしていただきたいと思います。

田村委員 的確に答申書をまとめていただいて、ありがとうございます。

武庫川シンポジウムの提案ですが、大賛成ですので、ぜひとも県と十分調整されて、なるべく早く開催していただきたいと思います。それから、総合治水条例も進めていただきたいと思います。

そういう大きな話というのも物すごく重要で、現実にしていかないといけないのですが、同時並行に上流から中流、下流にかけて、色々な地域で色々な活動団体もおられますし、流域の住民も色々です。そういうことで、当然武庫川の課題も違います。ですから、9月4日に武庫流会主催で、それから武庫川の治水を考える会でしたか、その共催で武庫川下流の川づくりを考えるというフォーラムを開催しました。猛暑の中、約 50 名参加いただいて、色々な観点で議論が出たり提案が出たりしました。流域委員会のメンバーの中からもパネラーになっていただいたり、あるいは川の河口域の色々な魚を専門にする方々なんかも参加されて、有意義なフォーラムになったのですが、そういったことをこれからどんどん進めていかないといけないと思います。

そういうところで、我々 N P O というか、団体が主体的に取り組んでいく。そこに県もどんどん出てきてもらって、あるいは地域の行政、自治体の方々も出てきてもらって、この整備計画を進めていく。あるいは基本方針に盛り込んだ中身をいかに実現していくかということをごんごんやっていかないといけないと思っていますので、今日参加されている方々を含めまして、今後ともよろしくお願ひしたいというのが私の意見です。

奥西委員 中川委員の意見に乗っかるような形ですが、これまで私は利水ダムの治水転用に関しては腰の引けたような議論しかしてこなかったもので、少し意見を追加したいと思います。

現時点でこれらの治水転用を計画に位置づけるのには、余りにも距離が大き過ぎると私も思っております。私が考える主な理由は環境の問題で、環境影響については議論できていないし、議論できていないというよりは、議論のための資料が存在しないと言うべきだ

ろうと思います。その一点をとらえても、整備計画にせよその他の計画にせよ、計画に位置づけるのには余りにも距離があり過ぎると思います。

私の印象としては、そうではあるが、これについて議論をしたということは、流域委員会にとって決してマイナスではなかったと評価しております。

松本委員長 他にご意見はございますか。ないようですから、3点ほど確認をします。この答申書は、大筋として組みかえなければいけないというご意見はなかったということが1点、総合治水条例に関しては、むしろ何とか実現を図るべきだという補強意見が出ました。出ましたが、この文章を変える必要はないということで、よろしいですか。ということで、この条例のくだりを組み込むことについてはご確認をいただきました。それから、シンポジウムについては、異論はなく、むしろ積極的に推進というお声をいただきました。

ということで、まだ議論をしていなかったことを盛り込んだことについては、この委員会でご了解願えたという形になりました。

11ページの継続検討課題のところについては、少数意見をもう少し記載していただきたいということで、具体の修正案もご提示いただきました。文章上それをどのように入れるかということについては少し検討して、後日明確にすることにしますが、ご指摘のあったあたりに、「継続検討課題にすることに反対する委員もいたが」という程度では不十分だろうなという感じもしますので、このあたりに少数意見があったことの中身を簡潔に述べるという形で加筆したいと思います。その加筆の状態については、最終的には運営委員会で確認をするということにさせていただきます。

それ以外に加筆、修正のご意見はございますか。特になければ、大筋としてはこれで答申をするということについて、この委員会で決定をされた。ただ、文章表現とかで、この後幾つか出てきて、大きな流れにかかわりのないところで修文等があるかもわかりませんが、そのあたりは運営委員会の方で確認をするということで、よろしいでしょうか。

では、そういうことで、最終の確定は運営委員会にゆだねるということで、原案を、先程申し上げた3点のことを踏まえた上で全員一致で確認をしたということにさせていただきます。ありがとうございました。

大分時間がオーバーしておりますが、これで本委員会の本日予定された審議の全ては終わりました。

今日の最終の委員会に向けて、住民の方々から3件の意見書もいただいております。この意見書については、今日俎上にのせることはできませんでしたが、基本的には本日の審

議あるいはこの答申書の採択というところで大きくは外れていないのではないかという感じがしております。細部にわたるご提案等については、そのような提案があったという形で、委員会の議事録としてきちんと残させていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、長い間お待たせしましたが、今日はたくさんの傍聴者が来ていただきまして、時間が伸びたので帰られた方もいらっしゃいますが、本日は最後の委員会でございます。それで、全体を振り返ったことも含めて、あるいは先程確認をしました答申書も含めて、この答申書は審議の経過のみならず、ある意味では整備計画の改訂版に対する解説書であるというように意識して起草しました。何がポイントなのかということに記載したつもりでありますので、そのあたりも勘案しながら、短い時間で恐縮ですが、傍聴者からご意見があれば伺いたいと思います。ご発言いただける方は、できるだけ短い時間をお願いします。

細川 尼崎市の細川です。

最後ぐらいはけちをつけずに終わりたいなと思っていたのですが、これは答申書ではないのではないのでしょうか。私は、答申というよりは単なる経過報告のように思いましたし、経過報告というのだったら、自画自賛だけではなくて、反省点ももっと書くべきではないのでしょうか。武庫川流域委員会がうまくいった面も多くあると思いますが、反省点もあると思いますし、それを自省することもこの委員会には必要なのではないかと思います。

最後の最後に、付記という形で流域委員会との間に決着をつけられた河川管理者の方々のご努力に敬意を表します。ありがとうございました。

今本 京都市から来ました今本です。

私は、今日の委員会、何度かこれまで聞かせていただきましたが、印象を申し上げますと、この委員会の委員の皆さんは非常に幸せだったと思います。普通、流域委員会は原案に対して意見を言うだけです。河川管理者は聴くだけで、どう反映されるかわかりません。ところが、この委員会は、あたかも委員会が原案をつくるかのごとく、積極的に発言されていまして。河川管理者は、それをできるだけ反映されようと努力していまして。この精粗ある色々な意見に対して、忍耐強く聞かれた河川管理者に私は驚嘆いたしました。ご苦労様でした。

また、今日のすばらしい答申、すばらしいだけに非常に残念です。それは、この答申はこの委員会の総仕上げです。その総仕上げに委員の大半がかかわっていないということで

す。私は、淀川水系流域委員会でこういう答申の作成の経験をしましたが、それこそ原案をつかって示し、原案をつかって示し、修正に修正を重ねてきた。ですから、最も大事なこの意見書が今日の最大のテーマだと思って、期待して来ました。もう出ないのかと思ったら、最後に出てきました。傍聴者も帰った。委員の中からも何人か退席されました。こういう形で意見書が出されることに、委員の皆さんは恥ずかしくないですか。あなた方はこの一行一文字に対して責任を持たねばならないのです。委員長談話ではないのです。委員長所感でもないのです。委員会の最終的な 6 年半に及ぶ成果ですよ。私はううんとうなりました。これが最後だそうですが、内容がすばらしいだけに残念なのです。

もちろん、内容といっても、私は中身には異論がたくさんあります。例えばダムについての考え方、異論です。フォローアップ委員会の委員の選考の仕方、異論があります。第三者機関に任せるべきだと思います。そういう点は別にして、さすが委員長は委員長の見識でもって、6 年間この委員会を引っ張ってこられた見識が見事にあらわれています。それだけにこの意見書が委員会の総力を挙げたものでないということは、九仞の功を一簣に欠いたような気がして残念です。ぜひ運営委員会でもう一度皆さんの意見を総結集していただきますようお願いいたします。勝手に言って申しわけありませんでした。

白神 申し上げにくいのですが、先程委員長も少しおっしゃってくださったのですが、具体的なことを 2 つだけ質問させて下さい。

今日の資料編の 176 ページの河床掘削の工期が、前回の委員会から 5 年逆戻り、早くしていただいたと思っていまして、それは事実ですねという確認です。つまり、資料 3 - 7 の資料編の 176 ページの河床掘削が 5 年早く着手というように変わったと思います。そのことを意見書で申し上げた白神ですが、5 年早く訂正したことが事実か。なぜ 5 年早くされたのかということをお教えいただきたい。1 つ目は以上ですが、お答えいただけますか。

2 つ目は、色々なところに魚の移動性の確保というキーワードがいっぱい出てきます。床止めも 1 号、2 号はなくなって、3 号も検討でしたか。同様の形の床止め工で、下流側に T の字型に突き出した床止めが 10 個ぐらいあると思っています。下流から考えて、もっとあるのですかね、十幾つある。この魚道は改良しないといけないというように、文章の随所に出てくるのですよ。さっき私の質問した概略工程表の工程の中に、その十幾つある魚道の改良をしないと魚の移動性は格段によくならない、非常に阻害しているものだと理解していますので、そのことはどこかに述べられていますか。もしくは、それはこの計画書が述べる対象範囲ではなくて、日々の行政の中で行われていくものなのですか。魚道の

改良に関して教えて下さい。

それから、もう 1 個だけ言うと、委員長の総括の中に写真や図表の配置なり内容にも配慮したと、こういうコメントがございましたので、あえて申し上げるのですが、この原案の中に載っかっている魚道のサンプルは、このドキュメントそのものが改善を要すると盛んに色々なところで、例えば環境の 2 原則に加えて、強調している魚道なのですね。その魚道を単なる魚道だというコメントだけで掲載するのは違和感を持っておりました。これは改良対象の魚道なのだとということを書かないとね、せっかく写真を載せているのですから。

そういうことを言おうかどうしようか迷っていたのですが、委員長の総括の中に図表、写真に配慮したとあえておっしゃったので、これを僕は言わずにはおれない。最初の方のページに魚道の写真が載っていますね。魚道のコメントを、魚道だという説明だけではなくて、これは改良するのだ。同じタイプの魚を邪魔している魚道が十幾つあるのだということがわかる説明にしないとね。一方、環境のところには、きちんと干潟を創出するというようなこともサンプルつきで書いてあるわけです。その上に潮止堰の写真もあるのですよ。潮止堰もこれだけ議論になって、やっと撤去するというところに大英断が下った。全体として大英断が下った潮止めの写真が小さくて、何のコメントもなくて、潮止めという説明だけだ。つまり、潮止めの写真のところと魚道の写真のところについては、この基本原案の心を象徴する写真ですから、少しコメントに配慮いただきたい。

松本委員長 後から一括して説明します。

奥川 西宮市の奥川です。自然環境に関して 3 つ述べたいと思います。

武庫川の自然環境ですが、それは水量、豊かな水が流れる武庫川こそ川本来の自然景観ではないかと思っております。アユの維持流量を季節に応じて保障するというを以前提起しました。正常流量については、わかりやすい記述になったということはいいことだと思います。ただ、生瀬大橋地点 1 カ所で基準をつくり、湧水対策流量それだけでは不十分ではないかと思っております。正常流量の項です。幾つかの地点で調査するのだったら、記述を変えた方がいい。1 カ所というように思われます。

2 つ目、聞くところによりますと、武庫川の魚の種類は県の河川の中でも低い部類で、上流で 28 種、中流で 10 種、下流で 5 種にすぎないといひます。武庫川はわずかなアユしか上がらなくなっております。魚の種類も減った。このことに象徴されておりますように、過去 100 年、生物の世界、自然界の貧困が進んだということでもあります。西宮市側に少しした干潟がありますが、今八ぜが寄ってきております。干潟をつくり直すということは

方針にあります、ぜひやっていただきたいと思います。

3 点目、河川環境の保全整備、その具体化の一つが武庫川の動植物の保全・再生だと思っています。武庫川方式を大いに発揮すべきだと思っています。といいますのは、整備計画の実施に当たって、生物多様性の保存配慮と生物 2 つの原則が現場で統一されていくかどうかと、再生にも目配りした厳しい実施がされるよう、推進点検機構の配置をしていただきたいと思っています。現場ではペーパー上のことになりはしないかという危惧を持っておるといふことであります。

吉田 尼崎の吉田です。細川さんと全く逆の話をしたのですが、流域委員会で考えられることを全部考えていただいて、そして今日の結果を迎えていただけたのだなと私は思っております。

ただ、川ってやっぱり自然なもので、なかなか思い通りにいかない、わからないことがいっぱいあると、それが川やろうと思います。そういう意味で、今日一番期待していたのは推進体制、中でもモニタリングとフォローアップ委員会、ずっとみんなで川を見て、みんなで見張って、みんなで直していこう、私のできることは私もやろう、そういう思いで今日聞かせていただきました。今までの反対と強行の川づくりから、協働と参画の川づくり、真の意味のそういう川づくりができるように私も頑張りたいですし、県の皆さん方もそういう思いで頑張っていたのだと思います。どうもご苦労様でした。

村上 兵庫労山の村上と申します。住所は神戸市灘区であります。

事実上武庫川ダムが中止になりまして、それ以降、私の団体で決定したことをご報告させていただきます。

11 年間続けてまいりました武庫川の清掃、200 人から 300 人規模で行ってまいりました。これは継続してやるということに決定をいたしました。理由は、新しい武庫川づくり、親水公園にしたいというのが 1 つであります。もう 1 つは武庫川の歴史ある鉄道遺産を含んだハイキング道を守っていこうと、そういうことを通じて意識づけをやりたいという 2 つの理由からであります。

それから、もう 1 つの決定事項を申し上げます。これは 8 年前に 1 回やってありますが、武庫川の源流から尼崎の河口までを 4 日間かけて歩こうというイベントであります。1 回目は 11 月 20 日ということになっております。月に 1 回ずつでありまして、最終は来年 2 月ということになるのでありますが、できるだけ多くの人に武庫川を知っていただきたい。やはり現場を歩かないとわかりませんよね。ですから、県の関係者を初め流域委員の

方々、それから流域の皆さん方、多くの参加を集めて実施していきたいと考えております。詳細につきましては、またチラシでもって配布させていただきます。

これからは、今日もお話にありましたように、流域連携というのが非常に大切になるというように考えます。この流域連携を何とか守り立てたいというようなことで、まずこういう発表をさせていただきました。

話が前後してしまいましたが、6年半にわたり 25 名の流域委員の皆様方、非常に集中して仕事をやっていただいた、活動していただいたというように思っております。家庭を犠牲にし、あるいは仕事を犠牲にされて、集中してやってこられたそのことに感謝を申し上げます。

それから、松本委員長、さすがに広い知識、卓越した見識をもってこの委員会をリードされました。私も、流域委員会側から色々提案をして、県にぶつけて、そして県がそれに対応したというように受け取っております。まことに粘り強い司会を見事にこなしていただきまして、今日を迎えたということに最大の敬意を払いたいと考えております。ご苦労様でありました。先程の委員長の総括にもございましたが、武庫川イズムというものがたくさん入っております。これを全国に発信して、河川行政の参考にしていただきたいと思います。うわけであります。

ただ、まとまった原案は非常に立派なものできたと思っておりますが、これはまだペーパーであります。ですから、これから実行していくものでありまして、県の力強いリーダーシップによって流域の自治体を説得し、スムーズにこの原案が進行するように期待をいたしております。くれぐれも強い指導力を重ねて県に対して要請するものであります。

千代延 吹田から来ました千代延です。

まだ原案の審議が終わった段階ですが、評価に値するすばらしい整備計画ができそうで、大変喜んでおります。長年にわたる委員会の考え方を河川管理者側が積極的に取り入れて、一番代表的なのは、新規ダムに頼らない整備計画を、原案ですが、つくっていただいたということが大きな要因だと思います。中身は詳しく申しませんが、超過洪水対策を含む河川対策、色々細かいものも含めた流域対策、それから減災対策、こうしたものを取り入れた総合治水と言いますが、中身は非常に意欲的、先進的なものを含んでいるわけです。こういったものを取り入れていただいたことに大変敬意を表します。

先程から発言にもありましたように、これが意欲的、先進的なことだけに、実施に当たっては随分難しいことがこれからあると思います。これを着実に時間的にも、また質的に

も計画通りに推進していただくためには、具体的なものとしてフォローアップ委員会というものがありましたが、この進捗状況をガラス張りにしていただいて、具体的にはフォローアップ委員会も公開にする、委員の選考も公平なものにするということになって初めて、うまくこの計画が実施に移されるのではないかと思います。

私は、準備委員会の段階から、途中私の都合で中抜きのときもありましたが、8年以上傍聴に通わせていただきましたが、行政の方々はもちろん、委員会の委員の皆さんが非常に熱心なご議論をいつも展開していただきました。それが今日の日を迎えたのだと思います。委員の皆さん、それから河川管理者の皆さんにも改めて敬意を表させていただきます。どうもありがとうございました。

松本委員長 これでは傍聴者発言を終わらせていただきますが、先程具体的なご質問をいただいた内容だけ、県の方で簡単にお答え願えますか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 まず工程表の方ですが、河床掘削を、前の工程表では川を掘る工事だけの工程表を書いていたのですが、実際には川を掘る前には横断工作物の改築が必要なのです。5年間空白であっていたのは、何も空白ではなくて、横断工作物の改築をやって、それから川底を掘る、その横断工作物の改築の期間を空白にしてしまっていたのです。それが誤解を生んでいたのが、横断工作物の改築も河床掘削の一部なので、その分を含めて書いたということになります。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 魚に関連して、魚道の改善ということについては、今日の資料でいきますと、資料3 - 4の74ページの上になりますが、天然アユが遡上する川づくりという中で、上から6行目になりますが、現在アユの生息実態調査をしているところがございますので、「その結果を踏まえて、関係者や地域住民の方々の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく」ということで、取り組む内容についてはここに書かせていただいています。

具体の場所については、今後検討することが必要と考えているのですが、今日の資料編の152ページ、153ページに、ひょうごの川・自然環境調査で広域的な調査をしております。その中で回遊種の状況を見て、どの魚道を改善すれば、もしくは横断工作物を改善すれば効果的かという場所は抽出しておりますので、その場所を優先的に重点化しながら取り組んでいくという方向で考えております。

白神 工程表とはどういうように関係しているのですか。今、副課長さんから説明して

くださった工程表がありますね。あれと今おっしゃったことがどういう関係にあるのですか、ないのですか。お話は非常にいい話だと思います。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 下流部については、下流部の河床掘削に合わせて撤去、それから改築する堰がございます。当然、河床掘削すれば段差もできますので、河床掘削に合わせて魚道も改良していくということになります。

白神 問題はもっと上ですよ。7、8、9、10、そのあたりが問題なのですね。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 その箇所につきましては、今ご説明した箇所において、いつということまでは決めていませんが……。

白神 その期間の中で行われるわけですか。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 行っていく。ただ、場所については、今ご説明した資料の箇所を優先、重点化して、そこが一番問題のある箇所ということで抽出していますので、そういう箇所を重点的にやっていくということでございます。

松本委員長 それでよろしいですか。

白神 はい。

松本委員長 これで傍聴者からのご発言は終わりますが、色々な形で、それこそ8年間ずっと見守っていただいた方のご発言もございました。ありがとうございました。

ただ1点だけ、今本さんから答申書は委員長の所感ではないぞと怒られた件でございますが、誤解があると困りますので、ご説明しておきます。今日委員会が始まる時にご説明したつもりなのですが、骨子を出してから1週間、運営委員会、それから運営委員会が済んでから、この委員会は、23人の委員のうちメール環境にある17人ぐらいは頻りにメールで交換しています。そんな中で、骨子案に対する意見、特に素案を起草した後は本当に短い時間の中で14名の方々から詳細にわたる意見、幾つかの修文とかもいただきました。そういうことを重ねた上で、昨日原案として再検討して取りまとめたものでございまして、起草者が出したものをいきなり今日出したわけでは決してございません。これは過半数の委員が参加してつくったものです。時間があれば、もう1回、2回と重ねたいんですが、何分今日ということによってこういう形になりましたが、そこは誤解のないように申し上げておきたいと思っております。

では、これで全体の議論を終わります。後は、議事骨子を確認して、今日は委員会の最終ですので、少しごあいさつ等があって、終わりたいと思っておりますが、まず議事骨子の確認をしたいと思います。

前田 本日の議事骨子を朗読させていただきます。議事骨子はスクリーンでも見ていただけるようにしておりますので、ご覧下さい。

第 68 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事骨子署名人の確認

松本委員長と川谷委員が、議事骨子の署名人となることを確認した。

2 運営委員会の報告

9月9日開催の第110回運営委員会について、松本委員長から協議状況(資料1)の説明があった。

3 第60回～第67回流域委員会における審議結果について

「第60回～第67回流域委員会における審議結果の整理表(案)」(資料2)について、松本委員長から説明があった。

4 河川整備計画(原案)等の審議について

4.1 河川整備計画(原案)等の修正について

河川整備計画(原案)等の修正に関する資料(資料3-1～3-8)について、県から説明があった。

4.2 流域連携及びフォローアップについて

「流域連携」(資料3-4)及び「フォローアップ」(資料5)について、県から説明があり、各委員(田村、佐々木、土谷)より意見があった。

4.3 付記(検討事項)について

「付記(検討事項)」(資料3-4)について、県から説明があり、各委員(川谷、畑、佐々木、村岡、中川、奥西、法西、池淵、岡田、田村、草薙)より意見があった。

検討事項について、下記4点を確認した。

検討事項は、本文に記載する。

タイトルは、「付記」とする。

基本的な内容は、県提案の通りとし、微細な修文については運営委員会で確認する。

各委員の意見は、資料編にできる限り記載する。

5 答申書について

答申書原案(資料4)について、松本委員長から説明があり、各委員(加藤、中川、田村、奥西)より意見があった。答申書は、大筋について了承され、修文は運営委員会に委ねる。

以上でございます。

松本委員長 何かご意見ございますか。

では、特にご意見がないようですので、これにて確定します。これで全ての議事は終了しました。

最後に、県の河川管理者を代表して松本参事からごあいさつがございましたが、その前に私の方から一言ごあいさつをさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。答申書の最後に書かせてもらいましたが、お二人が欠けて、今 23 名ですが、委員の方々、県の直接の担当の方々、たくさんのスタッフの方々、流域 7 市のオブザーバーの方々、そして傍聴者の方々に支えられて、今日を迎えられたと思っております。積極的、精力的な取り組みという言葉ではあらわせないという実感を持っております。特に委員の方々、昨夜も担当の職員のかなりの方々は朝までかかって頑張られたと、こんなシーンは何回も拝見しております。夜中の 1 時ごろにメールでやりとりしていて、そんな状況がよくわかるわけであります。この武庫川づくりにかかわる多様な主体が献身的に取り組んできたことで、何とか計画づくりでのゴールまでたどり着けたと思っております。皆さん方に感謝したいと思います。ありがとうございます。

それから、私としては、先程反省がないとしかられましたが、大変忸怩たる思いがあります。ちょうど 6 年半前の第 1 回委員会のスタートのときに、委員長に選ばれたときに私は申し上げました。この委員会は多数決でものを決めない、最初は全員一致と言ったが、全員一致は無理だと言われて、圧倒的多数の合意形成を行う、とことん議論し尽くすんだと申し上げました。かなりの部分では、議論し過ぎだというようにおしかりを受けるほど議論してきたと思います。それでもこれだけの大きな計画づくりには幾ら時間があっても足りない。議論をし尽くしたという思いを得ておりません。とりわけ、今日もございましたが、少数意見があったときに、どうやって全員が気持ちよく合意できる一致点を見出すのかというところについては、もっと時間をかければどこかでその辺の隘路を見出せるのではないかというように常々思いながらも、時間の関係でできなかったことは多々あります。そういうことでうまくいかなかった。

もう 1 つは、今回の最終の日を迎えるに当たって、先週、実は運営委員会の前に知事と直接面談をする時間をとってもらいました。かなり長時間とって、残る詰めができないところをどうするかという話をさせてもらいました。これをやったのは、決してボス交をやったのではないのです。要するに、河川担当の行政の現場の方々だけでは乗り越えられな

い部分がいっぱいあるわけです。河川管理者というのは全分野にわたっての責任者であり、一種の政治的判断ができるが、現場の担当者は政治的判断ができないわけです。そして、あらゆる分野を体現した決断に踏み出すには、大変難しい問題がたくさんある。それはこの6年半私たちは何回となく感じてきました。したがって、とどのつまり時間との競争のときには、河川管理者の責任者とどう考えるのかということをお話をしなければ、いい計画はできないという思いを持ってきました。そういう意味で、今回もそういうようなことをやったわけで、その結果、内容については運営委員会できちんにご報告させていただきました。

こういう形で、時間との競争を何とか補ってくることによって合意形成に努めましたが、やはり十分ではなかった。このことは大変忸怩たる思いでございます。今後は、フォローアップ委員会、あるいは新たなる流域委員会のときにどうやっていったらいいかということ、次のかかわれる方々がぜひお考えいただきたいなと思っております。

最後に、答申書でも触れましたが、これから新たなスタートに立った。6年半あるいは10年間というのは一里塚でございます。武庫川づくりはこれからいよいよ本番だと思います。特に流域7市の方々と管理者がどう連携するのか、そして住民と行政がどう連携していくのかということについて、いよいよ私たちは本番を迎える。そういうことで、今日ここにいらっしゃる方々がふんどしを締め直して、ぜひ一緒にやっていく。委員の多くの方も多分何らかの形でこの武庫川づくりに取り組まれると思います。私も武庫川からは遠く離れて住んでおりますが、できることにかかわっていきたくと思っております。

本当に長い間ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。これでごあいさつとさせていただきます。(拍手)

松本参事 流域委員会を終えるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本年1月26日、第55回武庫川流域委員会に河川整備計画の原案を提示させていただきました。以降、14回に及ぶ流域委員会、加えて16回の運営委員会の審議を経まして、本日河川整備計画原案を改訂版という形でまとめていただきました。この間、委員長を初め委員の皆様には極めて厳しいスケジュールにもかかわらず、大変熱心にご議論いただき、貴重なご意見を頂戴しました。本当にありがとうございました。

おかげをもちまして、基本方針に続き、河川整備計画原案の改訂版の内容につきまして、ごく一部の修正は残りますが、確定をいたしました。答申後は、流域市への意見照会、パブコメを行いまして、その後国への同意申請を経て、年度内には河川整備計画を策定した

い、そして来年度には具体の事業に着手したいと考えております。

平成 12 年 9 月 29 日、県議会の場で前貝原知事が武庫川の総合的な治水対策につきましてゼロベースから議論すると表明して、もうすぐ 10 年になります。計画づくりになぜ 10 年もかかるのだと、そういったご批判もあろうかと思えます。確かに時代の変化が激しい中で、こんなに計画づくりに時間をかけるべきではございません。しかし、武庫川をトップランナーとして、総合的な治水対策に県として先導的に取り組もうとしますと、河川管理者だけで対応できるものではなく、県内部はもとより流域各市等多くの関係機関との協議、調整に多大な時間が必要でございます。

加えまして、検討過程においてはそれこそ未知との遭遇の連続でございました。

下流部築堤区間の河道対策の検討に際しましては、水理模型実験を実施するとともに、何十ケースもシミュレーションを行い、専門家のご意見もお聴きし、検討の上に検討を重ねて河床掘削を行う決断をしました。

また、初めて本格的に取り組んでいこうとしております流域対策や減災対策につきましても、流域市と何度も意見交換し、特に減災に関しましては、別途検討会を設置して議論を重ねました。

環境保全の 2 原則につきましては、全国的に見ても初めての取り組みでございます。このため、専門検討会を設けて議論を深めていく中で、何とか実現の可能性を見出すことができました。

フォローアップ委員会設置につきましては、河川整備計画に位置づけている事例がほとんどなく、仕組みのイメージができた程度で、これに関しましてはまだ決意表明の域を出ておりません。

このように数え上げれば切りがありませんが、今期の河川整備計画原案の改訂版は、まさに手探りの状況の中で時間をかけたからこそできたと考えております。計画づくりの過程におきまして、内部でさまざまな課題につきまして議論を積み重ねてまいりましたが、それらが我々にとって貴重な財産となっております。これらの財産を武庫川の具体の川づくり、さらには今後のひょうごの川づくりに生かしていくことが重要で、そのことでこの 10 年の価値が決まるというように考えております。

この整備計画が策定されれば、いよいよ来年度から実施の段階に入ります。武庫川流域圏に暮らす人々の命と暮らしを守るために、これらの財産を今後の展開に生かして、安全で安心でき、そして魅力あふれる武庫川づくりに取り組んでまいりたいと、このように考

えております。

委員の皆様におかれましては、10年つき合っただけでございませぬ。当然のことながら深い愛着がございと思ひます。今後ともさまざまな場面で引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、委員長をはじめ委員の皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、十分に意を尽くしませんが、流域委員会閉会に当たりますのお礼の言葉とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。(拍手)

松本委員長 では、これで第 68 回流域委員会を終わります。ありがとうございました。

→